

第百二十三回 参議院農林水産委員会會議録第七号

平成四年四月二十三日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十七日

辞任

中川 嘉美君

補欠選任

猪熊 重二君

辞任

谷本 巖君

補欠選任

國弘 正雄君

井上 哲夫君

山田耕三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

永田 良雄君

鎌田 要人君

北 修二君

菅野 久光君

三上 隆雄君

委員

大塚清次郎君

高木 正明君

初村滝一郎君

星野 朋市君

大瀧 綱子君

國弘 正雄君

村沢 牧君

猪熊 重二君

刈田 貞子君

林 紀子君

山田耕三郎君

喜屋武眞榮君

事務局側

常任委員会専門員

片岡 光君

参考人

東京大学農学部教授

竹内 啓君

社団法人家畜改良事業団理事

長岡 正二君

社団法人鹿児島県獣医師会会長

楠元 薩男君

北海道農業共済組合連合会参事

森田 彰君

本日の會議に付した案件

○獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○獣医療法案(内閣提出、衆議院送付)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十二日、谷本巖君及び井上哲夫君が委員を辞任され、その補欠として國弘正雄君及び山田耕三郎君が選任されました。

○委員長(永田良雄君) 獣医師法の一部を改正する法律案、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

本日は、三案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方から御意見を拝聴いたしますと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

上げます。

本日は、御多用中のところを本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

三法案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の法案審査の参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上、お一人十五分以内とし、その順序は、竹内参考人、長岡参考人、楠元参考人、森田参考人とい

たします。参考人の御意見の開陳が一応済みしました後で、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、竹内参考人からお願いをいたします。竹内参考人。

○参考人(竹内啓君) おはようございます。ただいま御紹介いただきました竹内でございます。

きょうはこのような席にお呼びいただきましたこと、大変光栄に存じております。ありがとうございます。

最初に、今回の法律の改正あるいは新法の制定、それはいずれにしても獣医療と大変関係があるわけですが、この獣医療とそれから私自身との絡み合うところをごく簡単にちよっとお話をしたいと思っております。

私の本業は大学で獣医学を教えておりますが、それも臨床獣医学、もっと細かく申しますと臨床獣医学がいろいろ分かれておりまして、その中の獣医外科と申します外科の方をやっておりますが、実際の臨床では余り細かく分けるわけに

きませんのでいろいろな病気を診ております。あるいは大学の家畜病院長として臨床教育全般にかかわり合っておりますので、どちらかと申しますと臨床獣医学にかかわり合っている人間と思っております。

また、農林水産省に關しましては、本省でやっております獣医師免許審議會のお手伝いをして獣医師の国家試験を実施するようなことのお手伝いをしております。それから、またさらに、日本獣医師会におきましては学術担当の理事といたしまして、卒業した後の獣医師の卒後教育あるいは学術活動のお手伝いをしております。

したがって、このような日ごろの活動を通じてまして、私自身も私どもの業界をよくするために、あるいはさらに社会に貢献するためにいろいろな問題を感じておりますが、きょうはその中で今回の法の改正あるいは新法の制定と絡み合うような部分を幾つか取り上げて私見を述べさせていただきます。

まず、今回の法改正の中で獣医師の非常に広い範囲の活動が獣医師の任務として明記されているということについて一言触れさせていただきます。

恐らく獣医療のそもそもの起こりというのは、家畜の病気を診療、治療するということだと思っております。しかしながら、それにはいろいろな学問や知識、技術が必要でございます。病気のことでだけではなくて、病気の起こり方に関して、家畜の体の解剖であるとか、あるいは生理であるとか、生化学であるとか、遺伝であるとか、そういういろいろな学問が必要で、さらに近年では、生態とか行動とか、そういうことも必要です。

そうしますと、そういう分野の知識というのが、実は家畜の診療ということだけにとどまら

ず、世の中のいろんな分野で専門的知識として必要だということになりまして、近年では大変広い範囲に獣医学あるいは獣医的知識あるいは獣医師が使われるようになってまいりました。

例えば、食品の衛生でございますとか、あるいは防疫もそうでございますし、さらにはいろいろな広い意味の医薬品の開発であるとか、そういうかなり広い範囲になりましたし、また対象とします動物も、狭義の家畜から人間と動物の絡み合いがいろいろ変わるに従いまして、随分広い範囲の動物を診るようになってまいりました。

そういういたしますと、かなり仕事の範囲が広がっていろいろございまして、実はこの傾向というのは、世界的な傾向でもあると同時に、日本では特にこの傾向が強いんですね。もちろん動物の病気を診る獣医師もたくさんおりますが、それ以外の分野で獣医師の知識、技術というのが非常に高く評価されているというのが、恐らく外国に比べると日本の獣医師界の一つの特徴かと思ひます。

そういうことを考えますと、今回の法改正に際して、御存じのように、「その他の獣医事をつかさどる」という表現で非常に広い範囲の獣医師の職域というのが明記されているということは、まさに近年の動き、さらには将来の動きを大変見据えたことではないかと思ひまして、私もそういうところに関係する人間としては、大変当を得た表現ではないかというふうに考えております。

さらに、この任務に関する規定の中で、もう一つ私は注目したい表現があるわけですが、それは動物の「保健衛生の向上」ということがやはり獣医師の仕事として明記されている点でございます。実はこの言葉は、私も現場にいる人間としては、非常に含みの多い言葉だと思ひます。

いろんな含みがありますが、例えばその一つを申し上げますと、近年、産業動物の分野で働く獣医師の不足がいろいろ言われておりますけれども、産業動物の病気を診る場合というのは、もちろん病気になる個々の動物を手厚く看護すると

いうことも大事ではございますけれども、経済動物であるということも考えますと、そういうことだけで人間や犬や猫を診ると同じような感覚だけでは問題は解決しないと思ひますね。やはりそれも大事ではございますけれども、なぜ病気が起こるかというところを十分解析して、そしてその病気の起こる要因というものを除去する、言うなれば予防する、あるいは病気の発生を未然に防ぐ、あるいは軽いうちにそれを処置するということがある。経済動物としてその経済性を失わないうような形で病気を防ぐことができるんだと思ひます。

ですから、ということになりますと、今回書かれております「保健衛生の向上」というのはまさにそういうことでありまして、日ごろのえさの与え方あるいは飼育環境の問題、そういうことを含めてやることこそ非常に大事なことでと思ひます。

実は、これは簡単なようで大変高度の知識、経験を必要とします。したがって、こういうことが明記されたということは、治療などと違って目立たない部分であります。十分な専門的知識、技術を身につけるということが必要だということ。明記されたことになりまして、これが恐らく産業動物獣医師が胸を張って日ごろの勉強をそこに生かせる、言うなれば、ちょっと話が飛びますが、産業動物の獣医師のなり手が少ないというところの原因の一つは、待遇改善などのほかにこういう職業人としての満足度ということもあるわけでございます。少しうがった考えかもしれませんが、そういうところにも通じる部分ではないかというふうに考えております。

また、見方をもう少し変えてみますと、この動物の「保健衛生の向上」というのは、近年、獣医師のかかり合う部分として大変関心を持っております。動物愛護の問題にも通じると思ひます。これは、この狭い地球で動物とそれから人間が一緒にすむわけですから、どうしてもそこいらんなる葛藤が生じてまいります。それをやはり感情的に処理するのではなくて、科学的に、お互いが利用し

合いながら一緒に生きていくことをするたけには、獣医師の身につけている知識、技術というものが大変重要だというのが世界的な認識でございます。

一体それでは獣医師がどういう部分を通じて動物愛護に貢献するかということになります。これは世界の獣医師界の中にそういう部分の委員会がございまして、その中で言われておりますのは、動物の飢餓、飢えです。あるいは過剰なうようなものを防いでやる、あるいは痛みや苦痛を取り除いてやる、さらには不安とか恐怖を取り除く、そして病気やけがを適切に治療していく、そして非常に大事なことは動物の本来の行動様式というものを考慮した飼育を指導する、こういうことが大事だと言われているわけでございます。

これは実は一言で言いますと動物の「保健衛生の向上」ということになります。したがって、この言葉は裏を返しますとそういう部分にも通じるわけでございます。まさに世界的なコンセンサスを得ている獣医師の広い職域というものをあらわすのに大変適切な表現が随所に見られまして、それにかかり合う人間としては大変期待を持っております。

次に獣医師の卒後研修について申し上げたいと思ひますけれども、このような広い範囲をカバーする獣医師をつくるわけでございますから、学校でもそれなりの教育をしなきゃなりません。その件につきましては、おかげさまで六年制教育というものが実施されておまして、その中でかなり昔に比べますと広い分野の教育ができるようになりまして、これは教育をする現場にいる人間としては大変満足しております。しかしながら、獣医師の職業を考えましたときに、免許証のない状態で学生の段階で教育をするということにはどうしても完全でない部分というのが残ります。

その部分の一つが臨床獣医師の教育という部分です。これは免許証がないわけですから、卒業したからといって、もうそこで一人前の人間として、社会のといひますか、市民の所有物である動物を全幅の信頼を受けて一人で診られるというわけにはなかなかまいりません。そういう教育をやるのはどうしても免許証を取った後で、現場でマン・ツー・マンで教えるという必要があると思ひます。これは医師の教育をやらなければならないとおりでございまして、したがって、その部分がどうしても欲しいと私たちは思っております。

昔は、実は獣医学ではそういうところは人間と違つて心配がないんだというのが私たちの誇りでございました。それは、牛を診る人なら牛を、犬を診る人なら犬を、実習用の動物としてたくさん使つて免許を取る前にさんざん練習をして、そして一人前の獣医師をかなりつくることのできたということがあります。人間ではもちろんそれはできません。

しかしながら、先ほどもお話ししましたように、動物愛護の観念が世界的に高まってまいりましたので、こういうことは現在では許されないうのが一般的な考え方でございます。そうしますと、やはり免許を取った後で、動物を助けるならそこです。だんだんと腕を磨いていくという部分はどうしても必要でございます。したがって、この卒後研修というものは、六年制あるいはそれ以上の教育を昔からやっております西欧諸国ではどこでももう常識化しておまして、何らかの形の卒後研修制度がございまして、日本でも臨床教育をやっております教官の間にいろんな会議がございまして、そこではもう大分前から、何とかして卒後研修制度を大学の附属家畜病院でもやりたいという結論が出ておまして、文部省にもお願いをしたことがございまして、

したがって、今回、努力目標とは言ひながらも卒後研修制度が法の改正を契機に明記されたというところは、教育の現場にいる人間としまして、この六年制教育がより社会に役立つように最後のまとめをするという段階でも非常にいいことじゃないかと思ひまして、大変私たちはそれに期待をしております。

したがって、今回、努力目標とは言ひながらも卒後研修制度が法の改正を契機に明記されたというところは、教育の現場にいる人間としまして、この六年制教育がより社会に役立つように最後のまとめをするという段階でも非常にいいことじゃないかと思ひまして、大変私たちはそれに期待をしております。

さらに、日本の国内だけでなくちよつと海外に目を向けますと、最近では非常に外国の人たちあるいは外国の獣医師が日本に入つてまいります。これは私どもの教室を見ましても、大学院の学生が九人おりますが四人は留学生でございます。こういう傾向はこれからも続くでしょうし、あるいは増加するかもしれません。そういう場合、どうしても外国人で日本の獣医師の免許を取りたいという人も出てきて当然でございます。従来もそういう方はいらつしやいました。そういう場合は免許審議会が審議いたしまして、日本の卒業生と同等以上の学力がある場合には受験を許可しておりました。それは審議会の審議の結果です。

ところが、近年いろいろな国から人がやつてまいりますと、その教育年限も違ひますし単位計算方法も違ひます。そうしますと、非常に判定がしにくいボーダーラインの方が多くなつてしまふんですね。そうすると、国際化というものをきちんと考える場合に、いろんな原則がございますが、そのうちの大事なものの一つは公平であるということです。今回のように外国人の受験者に対して、特にボーダーラインで判定しにくいような人に関して予備試験制度が設けられたということは、まさに公平に、しかも能力のある人にはちゃんと門戸を開きたくないという意味で、大変今まで免許審議会がこういうことにかかり合つておりました人間としては、これで一つ問題が解決したな、するんじやないかというふうに喜んでおります。

最後に設備の問題についてお話をしたいと思ひますが、今回、獣医療法の中で診療施設の基準が設けられることになりました。特にこの中で、エックス線に關しては省令で細かいところが決められていくわけでございます。

これは、やはりエックス線の場合は、御承知のように、獣医師の間でも非常に広く使われる技術でございますし、また使い方をもし間違えますとこれは近隣の市民にも非常に影響の出る問題でございます。

ざいいますから、そういうような部分の基準をきちんと定めて、そして高度の医療を安心して世の中に提供できるというふうになることは、多少の制限を伴うとは言ひながら信頼される獣医療として確立するためにも大変大事なことでないかというふうに考えております。

以上、時間の関係もありまして少し突つ走りましたけれども、基本的には幾つかの私たちの問題点を改善する上で今回の法改正というものが大変うまく作用するのではないかとというふうに考えまして、この法の改正、制定に御努力なさいました関係者の方々に敬意を表しますとともに、ここでお礼を申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。

○委員長(永田良雄君) ありがとうございます。

それでは、次に長岡参考人をお願いいたします。長岡参考人。

○参考人(長岡正三君) 御紹介いただきました長岡でございます。

本委員会におきまして、体外受精にかかりましてお話をさせていただく機会を与えていただきましたことに對して、大変光榮に思ひますとともに、大変責めの大きさを感じてゐるものでございます。なれないことでございますので、大変失礼でございますが、メモを持ってまいりましたので、このメモに基づきましてお話をさせていただきますと思ひます。よろしく御了承をお願いいたします。

牛の体外受精移植技術でございますが、大変耳なれない新しい技術でございます。これにつきましましてのお話をさせていただきますが、話の順序を三つに分けていただきたいと思います。

一つは、牛の繁殖技術発達史上における体外受精移植技術の歴史的な位置づけについてであります。二つ目は、この牛の体外受精技術の持つ技術的特性についてであります。三つ目は、この技術の普及上の課題とでも言うべき事柄についてお話をいたします。

まず最初に、牛の繁殖技術発達史上における体外受精移植技術の歴史的な位置づけについてお話を申し上げます。

昭和二十五年、国は家畜の改良増殖を促進するため、家畜改良増殖法を制定いたしました。家畜人工授精技術に關する規定を整備するとともに、人工授精の組織的な普及に努めました。液状精液で始まりました人工授精の分野では、その後の技術開発の成果として、凍結精液技術が利用可能な段階に達しました。

そこで、国は昭和三十六年、凍結精液技術の発達に即しまして、家畜改良増殖法の改正を行いました。その後十年を経まして、昭和四十六年、我が国の乳牛の人工授精はほとんど凍結精液に変わりました。四、五年たちまして、肉牛も同じようになり変わりました。

他方、受精卵移植技術は、昭和三十九年、畜産試験場において初の子牛が誕生するという結果があつて以来、苦しい地道な研究が各地で続けられました。その結果、昭和五十四年、国立種畜牧場における実用化技術の開発を契機として、急速な普及の兆しが見えてまいりました。

そこで、国は昭和五十八年、受精卵移植技術の発達に即しまして、家畜改良増殖法の改正をいたしました。したがひまして、現在は全国各地の農村の隅々でこの技術が使われるようになってまいっております。

このような状況の中で、体外受精卵移植技術が畜産試験場において開発されまして、種畜牧場の協力によりまして、昭和六十年、初の子牛が誕生するという歴史的な快挙がございました。

液状精液で始まりました人工授精は、二十年後には凍結精液に変わり、また体内受精卵移植技術が開発され、これがまた体外受精卵移植技術を派生的に生み出したわけでございます。このようにな家畜繁殖技術は、その発達変遷の過程で常に重要な基本技術を取り入れ、次代技術へと引き継いでまいりました。

受精卵移植技術が人工授精とは比べものにならない重要な基本技術として取り入れたのは、徹底した無菌操作の技術でございます。この無菌操作の技術はさらに徹底した形で体外受精技術に引き継がれております。と申しますのは、昭和三十九年、受精卵移植による初の子牛が誕生し、昭和五十四年、種畜牧場において無菌操作を具体的な手法として開発し、その効果を実証するまで実に十五年の歳月を要したのであります。

体外受精技術が今までの先行技術にはなかつた技術で、しかも重要な基本技術として取り入れたのは細胞培養、いわゆる徹底した無菌条件下での組織培養の技術でございます。この技術はクロロリン、遺伝子組みかえなど、ニューバイオテクノロジーの今後の基本技術となつていくものと思われまふ。

体内受精卵は移植の場面で、体外受精卵はそれに加えて、申し上げましたように受精卵の培養の場面で、いずれも先行技術になつた徹底した無菌操作を取り入れることによつて実用可能な段階に達したわけでありまふ。

以上、申し上げましたように、体外受精技術は先行する繁殖技術の歴史的な蓄積の上に成り立ち、また今後発達が予想されるニューバイオテクノロジーの基盤技術でもございます。

さて、次に第二のテーマとして、体外受精技術なるものの持つ技術的特性とその機能について申し上げます。

まず、特徴として申し上げねばなりませんのは、何と申しましたもこれまで特に用途のなかつた牛の屠体卵巣を用いて子牛を生産するというところでございます。

次に、この技術に期待される機能について申し上げます。

一つ目は、肉質が明らかにした雌牛の卵巣から受精卵をつくつて子牛を生産できるということです。

一般に家畜は血統、能力、体型を指標として交配と選抜を繰り返すことによつて進められます。乳牛においては改良の指標となる泌乳能力はいわ

ゆる牛群検定によって雌牛ごとに確実に記録されております。肉牛にあつては改良上重要な指標である産肉形質、例えば枝肉形質等については繁殖牛自身の能力を調べることはできません。解体して肉質を調べようものなら子牛を生産することができないからであります。

体外受精卵移植技術は、肉牛改良の持つこの大きな欠陥を補うことが可能でございます。それは、解体されると、屠体形質はその枝肉に記録をとどめ、その遺伝子は卵子に入り、卵巣に蓄積されていくからであります。ここに着目をして、この遺伝子を有効に使用とする体外受精の持つこの機能は肉牛の肉質改良の面で大きな役割を果たすものと考えられます。

二つ目は、屠体の卵巣を使用することから受精卵を比較的大量に生産することができるといふこととでございます。

したがいまして、肉牛資源拡大の観点に立ちますと、乳牛を借り腹として使う限り肉牛の効率的な増産ができるだろうといふことであります。

三つ目は、乳牛及び肉牛についても能力の高い、俗に功勞牛と呼ばれる名牛が事故などで死んだときに、その卵巣から体外受精卵をつくることによつて貴重な子孫を残すことが可能となります。

四つ目は、申し上げましたように、今後に期待されるニューバイオテクノロジーに必要な高度な技術の基礎になるものと考えられます。

さて、次に第三のテーマでありますこの技術普及上の課題について申し上げます。

この技術の成否のかぎを握る要素は、体外受精卵をつくる技術と移植する技術に加えまして、牛を飼ういわゆる飼養管理技術の三つに分けることができます。

体外受精卵をつくる技術についてでございますが、この技術の開発当初は受精卵の発生が八分割、およそ三日ほどでございますが、ここまで進んだところでいわゆる獣医学的な外科手術によりまして、ウサギ卵管への仮移植を行うといふこと

がどうしても必要でございました。それが今では完全体外培養系が確立いたしましたので、外科手術の必要はございません。その手法は実用化技術として格段の進歩を遂げてまいっております。しかし、かなり高度な技術が必要とすることもまた事実でございます。やはり一定の技術を持つていない者でなければ良好な成果を上げるとは難しいのではないかと申し上げます。とはいひましても、優秀な技術者の場合、優良な体外受精卵の生産にかなり高い成果を上げるようになってきております。

体外受精卵を移植する技術についてでございますが、これは体内受精卵とはほぼ同じような技術でございますので、既に体内受精卵移植のできる家畜人工授精師なら十分使いこなせる技術だろうと思ひます。したがいまして、技術面での成果から見ますと、体外受精卵移植の技術はもう既に普及の見通しは立ったと判断してよろしいのではないかと申し上げます。

次に、体外受精卵を移植する牛の発情発見を含む飼養管理技術でございますが、これは体内受精卵を含め生理的により良好な管理が必要であらうと思ひます。良質な体外受精卵をつくる技術者、移植するすぐれた技術者、牛を飼う人のすぐれた飼養管理技術が三位一体となつて、この体外受精技術は我が国の牛の改良増殖に大きく貢献するものと期待をしております。

最後に申し上げますが、受精卵移植は、昭和五十八年の家畜改良増殖法の改正以来、生産者からの要望も高まりまして、各地で着実に普及をしております。乳用牛及び肉用牛の改良増殖に大きく貢献するところとなっております。

また、新しい技術である体外受精卵移植につきましても、体外受精卵の生産に取り組み機関が年々増加するに伴ひまして、体外受精卵の供給を望む農家の声が既に高まってまいっております。今回の家畜改良増殖法の改正を契機といたしまして、体外受精卵移植の方法等について一定の方

向づけがされたわけでございますので、農家も安心して体外受精卵を利用することができまふ。体外受精卵の流通もまた円滑に行われるでございましょうから、この技術はこの法改正を契機にいたしまして大きく普及するものと期待をいたしております。

この技術開発にかかわります技術者は、実験室であるいは農家の牛小屋で日夜この技術の開発と普及に取り組んでおりますので、温かい御支援をお願いいたしたいと思ひます。

家畜改良増殖法が、この体外受精技術の発達に伴ひまして、今回改正が審議されておりますことはまことに時宜を得たものと思ひます。

以上、甚だ難題でございますが、時間の都合がございまして、こゝらでとめたいと思ひます。

○委員長(永田良雄君) ありがとうございます。それでは、次に補元参考人をお願いいたします。補元参考人。

○参考人(補元薩男君) ただいま御紹介いただきました鹿児島県獣医師会会長の補元薩男でございます。

このたびは、獣医師法の一部を改正する法律案、また獣医療法案、また家畜改良増殖法の一部を改正する法律案等の御審議に当たりまして、参考人として私に意見を述べさせていただきます機会を与えていただきましたことはまことに光榮に存じております。まず、メモによつて鹿児島県における獣医師の現状について御説明申し上げたいと思っております。

現在、鹿児島県獣医師会の会員である獣医師の数は約八百三十名でございます。そのうち、農林水産行政及び公衆衛生行政等に従事する公務員の獣医師は三百二十名ほどでございます。公務員だけで全体の約三九%を占めております。次いで、動物病院の開業者が産業動物、小動物合わせまして約二百名います。また、開業獣医師と申し上げましても、畜産界である鹿児島県の場合は、

東京や大阪等の都市部と異なりまして、主として産業動物診療に従事する開業獣医師が百四十五名でございます。残りの二七%、約五十八名が小動物開業獣医師でございます。このほかに、動物病院に勤務している獣医師が十二名おります。次に、家畜共済団体等に勤務する獣医師は約百六十名でございます。このうち、診療業務に従事している獣医師は百三十三名でございます。

飼料会社、製薬会社等の民間企業に勤務する獣医師は約六十名で、そのほかにその他の獣医師従事者及び獣医師に就事しない者両者合わせますと約八十名という構成になっております。

会員獣医師の平均年齢を見ますと、全体では平均四十八歳でございますが、産業動物開業獣医師の場合は六十一歳と高齢化が進んでまいっております。これに對しまして、同じ産業動物診療分野でも農業共済団体に勤務する獣医師の平均年齢は三十九歳でございますが、産業動物開業獣医師、共済診療所獣医師さんのいずれの平均年齢におきましても大体全国平均と同様でございます。小動物開業獣医師の場合は四十五歳でございますが、これは全国平均の四十八歳よりも若干下回っております。鹿児島県におきましても若手獣医師の小動物診療分野への参入がふえてまいっております。

鹿児島県における産業動物診療体制は、北海道のように農業共済団体の家畜診療所を主体としたものではなく、開業獣医師数が共済団体の診療獣医師数をやや上回っております。両方で産業動物診療業務を分担しているのが現状でございます。

このような中で、現在、鹿児島県で問題になっておりますことは、公務員志望者及び産業動物臨床分野への新規参入者が減少してきてることでございます。本年四月に、獣医師の県職員を畜産分野並びに公衆衛生分野合わせまして約二十名採用する予定でございましたが、実際に採用できなかったのはわずか五名ということでございまして、今後引き続き獣医師の確保に努力をいたしている

ところでございます。

四月から、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づきまして食鳥検査が実施されておりますが、鹿児島県におきましては県及び団体の定年退職者を活用するなどして何とか対応している状況でございます。

一方、県の農業共済団体における獣医師の確保状況について申し上げますと、平成三年度におきましては、家畜診療所の獣医師二十四名の不足に對しまして、採用できました新規卒業者はわずかに六名でございました。さらに平成四年度におきましては、二十一名の不足のところ七名しか新規採用ができないという、これまた厳しい状況でございます。

このようなことから、共済団体におきましては、定年退職した獣医師を嘱託として再雇用し、少しでもその確保に努力いたしてまいっておりますが、何しろ産業動物診療につきましてもは体力の要ることでございまして、やはり若い獣医師の確保が必要でございます。このようなことは、鹿児島県に限らず、多かれ少なかれ他県でも共通の問題であると承知いたしておりますが、いづれにいたしましても、産業動物診療を志向する新卒獣医師の減少、産業動物開業獣医師の高齢化は、畜産農家の経営安定の阻害要因の一つとして深刻な問題として顕在化しているところでございまして、

次に、鹿児島県には獣医学科を設置している鹿児島大学がございまして、平成四年四月現在の鹿児島大学獣医学科在学生の総数は百九十七名で、そのうち女子が七十三名、三七％を占めてまいっております。全国的な傾向とはいえず、畜産県に設置されている国立の鹿児島大学においてさえ最近では女子の比率が増加傾向にございます。

獣医学科卒業生の就職状況を見てまいりますと、平成三年度の卒業生は総数で二十六名でございました。その中で公務員になった者が九名、産業動物診療に従事した者が五名、小動物診療に従事した者が五名、進学した者が四名、民間会社に入社した者が二名、その他一名となっております。

就職した者が二名、その他一名となっております。最近の就職状況の特徴といたしましては、先ほどから申し上げましたように、公務員や産業動物診療を志望する者が減少しているのに対しまして、小動物診療を志望する者、また大学院等の研究生として進学する者が増加する傾向にあることとでございます。

以上のように、鹿児島大学の場合は卒業生総数が二十六名と少なかつたことから、鹿児島大学の卒業生のみで県や共済団体の定員割れを満たすことはできないのが実情でございます。したがって、他の大学の新卒獣医師をいかに確保していくかが課題となっておりますが、一方、女子学生が増加している現状にかんがみ、また、女子学生の中には少数ながら積極的に産業動物分野を志向し、また産業動物分野で活躍している方もおります。このようなことからいたしまして、今後は女性獣医師の受け入れ態勢の整備を積極的に図っていくことも考えなければならぬと思っております。次第でございます。

ちなみに、最近の鹿児島大学の新卒獣医師の考え方につきましては、二つ目には、六年制教育に見合った待遇を求める意識が非常に強いこととございます。三つ目には、技術研さんの機会にめぐまれぬという理由で離島の診療所勤務を敬遠する傾向が見られることとございます。

以上、鹿児島県における獣医師を取り巻く大きな現状につきまして地元の獣医師会会長の立場で御説明申し上げましたが、こうした情勢の中で、このたびの獣医師法の改正する法律案及び獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきまして私見の一端を申し述べさせていただきます。

獣医師法の改正につきましては、全国の獣医師、獣医師会の長年の悲願として日本獣医師会を窓口といたしまして要望してきたところでございまして、このたび本委員会を初め関係国会議員の諸先生方の絶大なるお力添えをいただき、ま

た、農林水産省御当局の並み並みならぬ御尽力と全国の獣医師会を代表する日本獣医師会の不断の努力によりまして、こうして獣医師法の改正法案のみならず、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部改正案が国会審議に付されるに至りましたことは、まことにうれしく、心から感謝をいたしている次第でございます。

特に、獣医師法の改正によりまして、第一条がこれまでの法の目的規定から明確に獣医師の任務規定に改められることにつきましては、獣医師の社会的使命が明確にされ、しかも今後ますます小動物診療や野生動物保護等の分野の比重が高まっていくであろう二十一世紀をある程度展望した内容になっておりますことを高く評価いたしているところでございます。

とは申しまして、一方ではこれにより獣医師の社会的責務が一層重大なものになるわけでございします。私ども獣医師といたしましては、社会の要請にこたえ、法に恥ぢぬよう諸業務に邁進していかねばならないと決意を新たにいたしているところでございます。

また、臨床研修制度が努力規定とはいえず法案に盛り込まれましたことは、大変に意義あることと思っております。臨床研修の期間、実施場所、研修内容等のその具体的内容につきましては獣医事審議会の意見も聞いて決定されるようでございますが、この制度が産業動物臨床及び小動物臨床に従事する獣医師の期待にこたえられるものとなるように念願をいたしているものでございます。

一方、獣医療法につきましては、日本獣医師会がかつてその制定を要望していた経緯がございしますが、このたびの獣医師法の改正とあわせて新法として制定される運びとなりましたことは私どもといたしましては思いもかけないことであったわけでございます。

今日、獣医学の発展とともに獣医療の高度化が進展している中で、獣医療法が制定され、エックス線の取り扱い基準を含めまして診療施設の基準等が定められることは、衛生上また保安上の観点

からいたしまして当然のことと認識をいたしております。

また、獣医療法を制定することになった大きな理由の一つと伺っておりますが、産業動物診療体制確保のための計画制度がございします。先ほど来申し上げましたように、産業動物臨床獣医師の確保が困難になってきている折、この制度の円滑な活用が大いなる期待をしております。加えまして、産業動物診療施設に対する資金融資制度が法案に盛り込まれましたことも産業動物開業獣医師を誘導する上で有効な対策の一つになり得るものと思っております。

ただ、実際問題といたしまして、これによりどれほどの効果が得られるかという点につきましては、取り組んでみなければわからない部分もございしますが、少なくとも、都道府県計画を策定する段階におきましては、自治体のみならず、私ども獣医師会や農業共済団体等の意見、考え方を十分に聞いていただきまして、関係者が十分協議し、コンセンサスを得ながら、それぞれの地域の実態に合った総合的かつきめ細かい施策を展開していくことが肝要ではないかと思っております。

いづれにいたしましても、今回の法制定によりまして諸般の環境整備が図られることになりまして、これが円滑に作動するには、国、県、日本獣医師会、さらには私ども地方獣医師会、農業共済団体等の関係団体、大学関係者が一丸となって産業動物開業獣医師の誘導対策に取り組んでいかねばならないと痛感しているところでございします。

また、家畜改良増殖法の一部改正につきましては、家畜体外受精卵移植技術がございしますが、この点につきましては先ほど御説明ございましたが、現在私どもも実施いたしております。さらに、この法案の可決成立によってこの技術が定着いたしますと、家畜改良増殖が促進されることはまことにありがたいことだと思っております。

最後に、産業動物獣医師の待遇改善ができましたように、予算措置を含めた具体的な対策を強くお

願ひ申し上げまして、私の参考人としての意見開陳を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

○委員長(永田良雄君) ありがとうございます。

それでは、次に森田参考人をお願いいたします。森田参考人。

○参考人(森田彰君) ただいま御指名いただきまして北海道農業共済組合連合会参事の森田彰でございます。

このたび当委員会では獣医師法の改正並びに獣医療法制定等の審議に当たり、参考人の一人として意見を述べさせていただきます機会を与えられましたことは大変光栄に存じます。

まず、北海道における産業動物の実態を申し上げ、産業動物獣医師の実情を御理解いただきたいと存じます。

もとより、北海道は家畜資源に恵まれ、我が国の畜産の基地として、国民に安全で良質な乳肉食品を供給する立場にあり、全国的視点から見ても恵まれている面も多いと思いますが、その点御了承願いたいと思います。

北海道の家畜診療は主として私も農業共済団体の家畜診療所が担当しております。当然開業獣医師の方々も活躍しておりますが、共済団体の診療のシェアは九五%近くを占めておりますので、共済団体の家畜診療所を中心に述べさせていただきます。

北海道には農業共済組合が三十二組合あります。広域合併が進み、一支部一組合のところもあり、二支部にまたがっている大型組合もあります。それぞれの組合が直営の家畜診療所を持っております。家畜診療所の数は全道で百三十二カ所、七百七十五名の獣医師が所属しておりますが、実際に診療現場で活躍している獣医師は七百名前後でございます。家畜共済加入畜百二十三万頭の健康を守って日夜活躍しております。家畜診療所の業務は、家畜共済の加入畜、乳牛が八十八万頭、肉用牛二十万頭、馬三万頭、豚は肉豚を合

めまして十二万頭の診療を中心に、乳牛の子牛など加入資格のない家畜の診療も行っております。最近、特に乳牛の死亡や廃用による事故がふえており、中でも産後起立不能や脱臼、関節炎など代謝機能障害の病気が非常に多くなっております。その原因としては、牛肉自由化の影響による乳牛の老廃牛やぬれ子の価格が下落したことによる酪農収入の落ち込みを乳の生産でカバーすべく、濃厚飼料の多給など無理して搾っているのが実情で、牛の健康状態も生理的に限界にきているためと思っております。これらの事故を防ぐため損害防止事業にも積極的に取り組んでおります。

事故による損失を最小限にとどめるための事故拡大防止や、病気の発生を未然に防ぐ繁殖障害や乳房炎の定期検査や、家畜診療巡回車による人間ドックのような健康検査も定期的に実施し、群及び農家単位に集団予防や飼養管理指導に力を入れております。

また、家畜の改良増殖、受胎率向上のため、家畜人工授精業務も担当しております。家畜伝染病予防法に基づく防疫事業の支援並びに地域の畜産諸施策への参加協力など、広い範囲にわたる畜産業の中核となり、地域の畜産振興あるいは生産性の向上に寄与しており、農家経営の安定向上に大きく貢献しつつ、酪農・畜産農家とともに歩んできております。

近時、家畜の飼養頭数規模も拡大され、それに伴い飼養管理の省力化が進むなど、飼養形態も変化しており、家畜の病気も多様化、複雑化してございます。獣医技術もこれらの変化に合わせて、検査機械の進歩など、診断治療技術も高度化し、大きく変わってきました。

これらに対応すべく、我々団体では獣医師に対する研修教育に力を注いできました。社会的要請にこたえ得る獣医技術のレベルアップが必須の課題でもあります。このたび獣医師法の改正で、免許を受けた後も診療施設で臨床研修に努めるなど、臨床研修の充実をうたっておりますが、まことに時宜を得たものと歓迎しております。

私も団体でも卒業後の臨床教育に力を入れております。学卒採用獣医師に対し、採用後一定期間私どもの江別市の連合会家畜臨床講習所で、学校教育で不足していると思われる臨床実技を中心とした研修を行い、臨床の基礎技術はもとより、高度な技術が必要とする外科手術などの実技を身につけさせまして、安心して現場で働けるよう教育しております。

本年度は、組合等で新規に採用した獣医師四十二名に対しまして、六班に分けて、一班七名から八名編成でそれぞれ八週間マン・ツー・マン方式で研修教育を行っております。また、既に現場で活躍している獣医師に対しまして、最新の獣医技術や情報を付与するため、計画的な研修カリキュラムをつくり、生涯教育の一環として再教育を行い、好評を得ております。

また、北海道には三つの獣医系大学があります。これら大学と連携を密にしまして、研究生などとして学校や職場などで新しい獣医学の研究を行っており、既に現場の臨床獣医師四名が獣医学博士号を取っております。これらの教育は団体でなければできない面もありますが、さらに施設、教育体制の充実を図り、獣医技術のレベルアップを図っていきまして、地域社会に還元していきたく存じます。

しかし、教育体制の確立や、施設、検査診療器具機械の充実を図っていくには、団体としても財政上の限界があります。この機会に、先生方の御理解を得て、助成等何らかの措置をお願い申し上げます。

今回の獣医師法改正で新たに義務づけられた保健衛生の指導ですが、診療したとき、その飼養者に対し保健衛生の向上に必要な指導をしなければならぬといふことは、従来とも私も私どもには診療時には看護の方法や飼養管理、飼料の給与法、さらには病気の予防などの指導を行っております。したが、法改正を機会により一層の保健衛生、飼養管理指導が強化され、家畜飼養者の予防、衛生思想の向上が図られるものと期待されます。

次に、獣医療法に關してですが、獣医療を提供する体制の整備のため、基本方針を定めることは、産業動物診療のビジョンを描くもので、診療体制のあり方や施設の計画的な設置、強化、獣医師の確保など、国、都道府県、関係機関、団体、開業農家など一体となって協議、支援し合うもので、大いに期待しております。

北海道は、幸い家畜の資源にも恵まれ、大方の家畜診療所の経営は安定しておりますが、診療所をより健全に経営していくためには、獣医師の待遇を改善し、獣医師を確保することが大きな課題です。それと同時に、それに対する収入財源の確保が大切でございます。

家畜の診療は、御承知のとおり、往診が主体で宅診はほとんどございません。したがって、非常に診療効率も悪く、一日の診療頭数にも限界があります。診療収入もおのずと決まってくるわけでございます。それに獣医師は、診療のみならず車の運転も行い、一人何役もこなさなければならず、精神的にも肉体的にも大変な仕事でございます。

診療所経営のもう一つの条件に家畜資源の分布状況と地理的条件がございます。家畜の過疎、希薄地帯や都市近郊等、家畜を飼養する農家が分散され、往診に予想を超える時間がかかるなど診療効率の悪い診療所などの経営は大変です。診療所経営には一定の資源の頭数と条件がよくなければ容易ではありません。このような地域は、家畜保健衛生所、農業共済組合、開業獣医師など獣医療に關連する施設を相互に活用し、業務の連携を密にすることが極めて有効であると思っております。

幸い、国では無獣医地域パトロール事業や、農業共済地域対応強化総合対策として、家畜移動診療所導入促進事業など予算化していただいていることは、当該地域の畜産振興に大きく貢献することと思っております。

畜産経営をめぐる情勢も厳しくなっている今日、安易な農家負担の増は慎まなければならぬ

と思います。共済団体としまして、診療所経営

の安定を図るため、今まで診療所の統廃合や業務の見直し、診療内容の工夫など企業努力により吸収してきました。そのような中で、診療所の整備、施設の充実を図り、職場環境の改善に努力し、獣医師の業務量の均てん化、休日の確保、待遇改善、研修教育の充実など獣医師の確保に努力しているところでございます。このたびの獣医師法関連三法により、産業動物獣医師確保に展望が持てるものと期待しているわけでございます。

産業動物臨床は、仕事がついついとか休みがない、待遇が悪い、畜産の先行きが暗いなどのイメージがどうも先行しているような感じが多分にあると思います。待遇については満足はしていませんが、家畜保健衛生所の獣医師と比較してもそれ相応の水準になっておりますし、仕事はきついです、休日も週休二日制とまではいかなくても人並みとっておりますし、また、診療施設や診療検査機械も逐次整備しておりますし、教育研修の機会も多く、十分配慮しながら対応しております。

本日、このような機会を与えられまして、大変感謝しているところでございます。この機会に先生方にもお願いがございますが、我が国の畜産も農業産出額の十一兆円の三割近くを占め、重要な基幹部門へと成長してきました。特に北海道では畜産のウエートも高く、農業生産の四割強を占めるに至っております。ここに至る間、我々獣医師関係者の果たした役割は大きなものがあつたと自負しております。

今後、産業動物臨床獣医師確保のため、また現場で働いている獣医師が安心して活躍できるように、将来に希望の持てる農政の確立を農家ともども期待しております。私も産業動物獣医師は、家畜を愛し、農家を愛し、使命と誇りを持って日夜頑張っております。どうかよろしくお願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(永田良雄君) ありがとうございます

た。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

それでは、これより参考人の方々に對して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○三上隆雄君 それぞれの先生方から短い時間ながら適切に要領よく御説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私も質問の時間も短い関係上、それぞれ要領を得ながら質問を繰り返してまいりたいと思います。

まず、東大の竹内先生にお願い申し上げます。

竹内先生は、日本の獣医学界の権威者である立場で、今回の獣医師法の改正で、従来の産業動物、いわゆる畜産動物から飼育する動物へと範囲を拡大したわけでありすけれども、飼育されてない動物についてはどういう扱いになるのか、その応招の必要が出たときにはどういう対応をしたいのか、その点についての御見解をいただきたいと思ひます。

それから、質問の関係で竹内先生の関係全部質問申し上げたいと思ひます。

次に、企業診療についてのあり方と、一人獣医療法人も認めてほしいという声もあるわけですが、けれども、それについての御見解をいただきたいと思ひます。

次に、三番目でございますけれども、先ほど来それぞれの先生方から言われましたとおり、なかなか畜産産業と同じく獣医師業界も若手の従事者が少ないという、そういう御懸念もあります。そこで、先生の大学で獣医系の大学生が産業動物臨床にどのような考え方を持っておられるのか、そしてまた、その分野を志向する学生がいるのかどうか、そしてまた、先生御自身のこれに対する考え方を聞かせたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○参考人(竹内啓君) お答え申し上げます。

飼育動物でない、例えば野生動物とかそういうものに對してどうするかというお話でございますけれども、これは獣医師あるいはそれをつくるための学校の中では、広い意味ではいろんな動物が対象になっております。したがって、獣医師といふのは本来はいろんな動物に對応できるものでございすけれども、今回飼育動物というふうになっておりますのは、主として飼育下にある動物ということでございまして、非飼育下でも人によつては當然對応できると思ひます。

ただ、全部の動物というふうになりますと際限がございせんので、恐らく法の案をおつくりになつた方の状況を私も推測いたしますと、例えば野生動物であっても、これが今御存じのように絶滅の危機に瀕しているわけですが、そういうものを実際には人間の環境下に置いて飼育下で増殖をする、そしてまた実験外へ放してやるということをやするわけですが、そういうふうな飼育下に置いたものは、結局人間がそこでそれを取り扱うわけですから、そこに獣医療といふものがあるいは獣医療がかなり使えます。そういう意味で恐らく飼育動物というふうな言葉を使われたんではないかというふうに考えております。

したがって、獣医師の中には、飼育下になつた野生動物、殊に昨今でございす環境保全という立場から、そういうところに入つていきたいあるいは実際に入つていられる人というのはたくさんございすけれども、多くの獣医師がカバーできる範囲としてこの飼育下の動物というふうな表現がされたのではないかと私は考えております。

それから、一人法人というふうになつておつしやいましたか、御質問の中で、恐らく、企業が行う診療所との関係でございすしやうか、ちよつと御質問の意図がはつきりしなかつたんですが、

○三上隆雄君 企業診療が今ほとんど重点的にやられていふことでは、それは共済関係の診療といふことになるのか、私もその辺は完全

に定かではないけれども、そしてまた一人獣医療法人を認めてほしいという声もいろいろあるようすけれども、その辺の兼ね合いというのか、弊害というのか、それぞれの弊害というのか。

○参考人(竹内啓君) ちよつとまだ実は御質問の御趣旨を、申しわけありませんが、聞き取れませんが、そうすると先生の、私は本当は質問をしてはいけないうことになつておりますが、ちよつと御質問の理解をさせていただきますが、ですから伺いたいんですが、今おつしやいましたのは産業動物に對してでございますか、小動物に對して、あるいは全般的な話でございすしやうか。ちよつと今共済組合というお話がちよつと出てまいりましたけれども。

○菅野久光君 ちよつと済みません、同じ党なものですから。

医者の場合には医療法人といふのは一人でもできるんですが、何かお話を聞きますと、獣医師の場合には一人では獣医療法人といふものがつくれないというふうなお話なんです。その辺のところをちよつとお聞きしたい、こういうことでございす。

○参考人(竹内啓君) これはまさに私の専門外でございすが、私どもの知つていふ常識の範囲のお答えにさせていただきますと思ひますけれども、確かに獣医療では医師のような医療法人という、あるいはそれ的なものはございせんすね。法人資格を取るとしますと営利法人というふうになつてしまふわけですが、これは確かに事実でございまして、獣医師の中にも、医師のような医療法人あるいはそれ的なものが欲しいという声があることは事実だと思ひます。

ただ、その声がどれくらい大きいのかということ、私は私も知る由はございせんけれども、私は、そういう声を聞きながらふだん感じておりますのは、なぜそれじゃ医者の場合に医療法人という特例が設けられていふか。あるいは税制上の特典もございす。それはやはり、人の命といふものがこの世の中では絶対であるという部分がござい

それから、三番目の御質問でございますが、大学の中の学生の動向でございますが、これは大学で随分違うと思います。全国に獣医系の大学が十六ございます。国立が十、それから府立が一つ、それから私立が五つございます。私立の方は定員が多いものですから、大体全体の三分の二は私立の学生でございます。国立、公立は三分の一ぐらいです。したがって、国公立と私立の間でも随分傾向が違いますのでなかなか一概には申せませんが、先ほど御質問で私の大学のことをお聞きになりましたのでお答えをいたしますと、私の大学はもともと、いい悪いは別といたしまして、臨床の方に行く学生は極めて少のうございします。やはり官公庁であるとか、あるいは近年でございますとかなりバイオメディカルと申します

○三上隆雄君 それでは、次に長岡先生にお願いしたいと思います。

○参考人（長岡正二君） お答えいたします。

体外受精卵移植技術につきまして、人工授精師がこれを生産し、あるいは移植するということが法で決められることにつきまして、産業獣医師として獣医師が新たに参入する意欲を阻害しておる

ますが、これがこの液体窒素を使うことによって一気に実用化に入ったわけでございます、獣医

いました。これは畜産試験場の杉江博士によつて

開発されたものでございますが、これをこなせる人はまず当時なかなかなかった。

本日お見えかと思いますが、説明員で菱沼家畜生産課長いらっしゃっておるかと思いますが、岩

これが、完全体外培養系が確立した。

それで人工授精師も使えるようになったといふことから、今回の改正が企圖されたと思うのでございますが、でございますから、申し上げましたように、繁殖の分野におきましては、獣医技術をもつてまず開発される技術が限りなく現場の人工授精師が使えるようにすることによって初めて農家が裨益する。一般の人工授精師が使えないといわゆる精子を入れるかあるいは受精卵を入れるか、何かを入れてやらなければ子牛は生まれないわけでございますが、精液のかわりに受精卵を入れるというところでございますので、これは繁殖の分野の最前線にあります人工授精師が使わなければとても繁殖に使えないわけでございますので、限りなく人工授精師が使える実用化技術の開発を目指して多くの研究者たちが研究に携わった結

果、成果でございます。

獣医師はこういう場面での役割を果たすかと申しますと、何と申しましても大学六年におきまして広範な獣医学教育を受けるわけでございます。その応用分野の一つでございますので、第一線におきましては、人工授精師と競合するということではなくて、産業獣医師の方々はその上に立って人工授精師に対してきめ細かな教育をされるということだろうと私は思います。

で、従来なかなか受精卵移植あるいは体外受精卵というものがうまくいかなかった、うまくいかないというのが長く続いたわけでございますが、それは従来の臨床繁殖の、従来といえますか古い臨床繁殖の技術だけをもってやろうとおったという大きな反省がございますが、ところが今の技術、これからのバイオテクノロジー技術もそうでございますが、これは大学教育におけるどの分野かと申しますと、細菌免疫学の研究室、あるいは微生物を研究する研究室、そこが落下細菌の怖さを十分何かわきまえたがらと申しますかやるあの操作が必要であるということがわかって、初めてこういう技術が実用化技術になる。

ですから、基礎になるものはあくまでも獣医の技術でございますし、現場においては獣医師の方々の指導がどうしても必要である。ただ、普通のルーチンとしては、人工授精師がこなせる技術まで持ってきて初めて実用化になるということでございますので、私は現場におきまして競合というのではないのか。産業獣医師の方々は大変なプライドと見識、技術を持って御指導いただけるので、むしろ活動分野が広がったという御理解をいただいたらよろしいのではないかと、うふうに思います。

○三上隆雄君　そこで、大変な技術を駆使して、いわば経済性、合理化、いいものをという、そういう視点から改良しているわけですが、倫理的な面でもなんでも、先生のお考え、簡単に聞かせいただければと思います。

○参考人(長岡正三君)　お答えいたします。

倫理の面でございますが、何と申しますか、家畜に対して人間として倫理上いかなものかというところ、人間同士の中でこういうことをやることとがモラルとしていかなものかというふうに分けますと、私自身も若いときに牛の精液から凍結にかけて人工授精に携わったことがございますが、そのときに、学校で習うときは真剣でございますし、やることも真剣でございますが、ふと気がついたときに、いわゆる精液の採取というのは一瞬でございます。こういう場で申し上げるのは失礼かと思いますが、まさに牛の一突きでございます。一瞬のことでございますが、そういうことで精液を採取する、そのことが何か、何と申しましうか、いささか悪いことをしているようなですね、多分こういうことに携わった多くの技術者が冗談とも本気ともつかずにいると思います。は、こんなことをしておたら余りいい来世は迎えられないなとかいうふうなことをよく言ったりするものでございまして、それは言いましたも、産業に非常に大きな貢献をしているものでございまして、それはいたし方ないことでござい

ます。この對外授精につきましては、申し上げましたように、この技術の開発当初はウサギ卵管への仮移植をするということがございまして、開発当初は受精卵が片方ずつくれるたびに何頭かのウサギをあの世に送ってきたということがございまして、この技術が恐らくこの水準でとどまっておれば、先生のおっしゃるよう倫理上いかなものかといあるいは問われる場面もあったかもしれませんけれども、そこは多くの技術者の努力によりまして完全体外培養系が確立いたしましたので、ウサギをつぶすことなくやれるところまで持ってきてまいりました。

それから今度は、生命の根源と申しますか、そこを操作するのが人間としていかなものかというところかと思いますが、牛が屠場で、食肉処理場で屠殺されますが、卵巣は屠殺された牛の母体とともに死の途をたどるわけでございますが、こ

の技術によってその大事な生命を再びインキュベーターの中で育て上げていく。育て上げていくといいますが、それは単純に一週間とか十日インキュベーターの中に放置するのではなくて、実は今、共培養という方法をとっておりますのです。が、朝昼晩と一個ずつの細胞を丁寧、それは細かいことは申し上げませんが、お守りをしながら育て上げてまいります。受精後は七日たちまして百二十八種の細胞を持ちます胚盤胞へと成長していくわけでございますが、それを育て上げたときの技術者の感動は、よく育ててくれたなという感動とともに、牛にまで育ててくれよという思いを込めながらストローに入れて送り出します。

ですから、外から見ますといかなものかと批判される場面があるいはあるのかもしれませんけれども、携わっている者は、死に行く生命をここでまた新しくよみがえらせていくという感動を覚えながらこの研究に携わっております。

○三上隆雄君　せっかく竹内先生もお見えですから、竹内先生、これに対する御見解、残された時間、私あと三分よりございませんで、ひと

つ……。

○参考人(竹内啓君)　ただいまと同じ御質問と

思っております。

○三上隆雄君　はい。

○参考人(竹内啓君)　私も、今、長岡参考人が

おっしゃいました御意見とはほぼ同じでございます。

倫理上というのは、まあいろんな考え方がございいますけれども、例えば非常に急進的な動物愛護推進派が口にしておりますような動物を一切犠牲にしないという観点に立ちますと、これは非常にまた難しくなってくると思うんです。その人たちはほとんどがベジタリアン、菜食主義者でございますので、動物は利用しないという立場でございますが、そうでなければやはり動物を利用しなければならぬ。そうしますと、多少なりの犠牲を問わなきゃなりませんし、最終的には動物を処分しなきゃなりません。したがって、そのと

ころは許してもらうことにして、最後の処分の仕方というものをできるだけ苦痛のないようにする、あるいは生きている間できるだけ、産業動物であれば生産性を傷つけない範囲で動物の本来の行動様式を尊重しながらの飼育方をしようというふうにしていくことが一つ。そして処分した後ではできるだけそれを有効利用させてもらうということだと思っております。

そういう観点からしますと、まあいろんな考え方があろうと思いますが、私はそういうふうに自分の考えを整理したいと思っておりますし、私が想像しますのに、これは決して余り特異な考え方ではないと思うんですけれども、もしこの考え方が受け入れられれば、この方法というのはそれは動物愛護あるいは倫理、そういうものに反した方法ではないんじゃないかと思っております。そして動物に接している人間というのは多くの人間が動物が好きです。ですから、動物を傷つけない、そういうことについては非常に嫌だと思いがちで、社会に置かれては自分たちの立場を考えて動いている人間が多いと思っております。

実際、学生を見ておきますと、いろんな学生教育の中で血を見たりする実習もございまして。そういうときになんかやはり抵抗を感じる人もいろいろありますけれども、その中で自分なりの哲学といましようか、そういうものを持ってそして社会に出ておきますので、いろんな意味で動物の痛みが最もよくわかるのが私は獣医師じゃないかと思っております。それから、何も獣医師の弁護をするわけじゃございませぬが、この方法というのは、そういう意味でそれは倫理に反するような方法ではないんじゃないかというふうに考えております。

○三上隆雄君　終わります。

○菅野久光君　参考人の皆さん方には本当にお忙しいところを貴重な御意見を賜りまして、私どもの法案審査に資していただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

十二時までという時間でございますので、私もできるだけ簡潔に御質問申し上げたいと思

ので、お答えの方もできるだけひとつ簡潔に要領よくお願いを申し上げたいと思います。

初めに、今回の法案が出されてきた、それはやっぱり産業用の獣医師を何としても確保しなくちゃいけないということが一つの大きな理由であったというふうに思うんです。そういう意味で、先ほどの意見を申された中で、今回の法案が出されたということは非常にいいことだし、年末の課題がこれによってある程度解決されるのではないかとというように期待を持たれたお話がございました。

今回の改正に当たりまして、いろんな方々からの御意見をいただきながら農林水産省として法案を出してまいりましたが、皆さん方の立場から、今回出された法案ではすべてを網羅したものでないというふうにお考えの向きもあるのではないかと、そういうふうに思うんですが、今後まだこういう点について検討していくべきではないかというように、そういう今後の検討課題といえますが、そのことについてまずそれぞれの方々からお聞きをしたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(永田良雄君) 簡潔にお願いいたします。

○参考人(竹内啓君) はい。

いろんなことが考えられると思いますが、今回盛り込まない部分ということでございますから、そこに絞りたいと思います。

一つは、こういう法律でございますから当然盛り込まないわけでございますが、書いてございせんが、よく言われるのは待遇改善の問題があると思います。しかしながら、例えば公務員の給与とかそういうものと比べてみますと、産業動物獣医師の給与が特に低いという証拠は余りないんだと思います。大体並んでいるとかそういうものに近いところにあると思います。

よく待遇が悪いと言われる原因はやはり仕事の内容にあると思います。仕事の内容あるいは拘束時間、それから職域の環境、そういうことを考え

ますと、もう少し改善をしてもらわないと困るという要求が十分強いんだと思いますので、これは産業動物獣医師に行く人が少ない、特に学生側から申しますとそちらに食指が動かない理由の一つだろうとは思っています。したがって、その部分というのは、法律の問題ではないと思いますが、給与体系の問題もございましょう、そういう中では、ぜひ改善していただきたい部分だということには思います。

それから、そういう給与あるいは職域環境の改善とともに大事なことは、獣医師は技術者でございますので、技術者として仕事をする場合は、自分たちが世の中で高く評価されている、それから自分たちも自分の技術に満足している、そういう部分が非常に大事だと思うんですね。そういうものがありましても、もちろん給与だけに走る人もあるでしょうけれども、たとえ給与が多少悪くともそういう満足感を求めて行く人間というのは、ありがたいことにたくさんいると思います。実際に私も学生を扱っておりますので、そういう学生に随分会います。

ところが、残念ながら従来環境ですとそういう部分が必ずしも満足できない。そういうようなことで産業動物獣医師に行かないというのを私は相当経験しております。これは、実は学生が入ってきたときには、女性を含めて産業動物の方に行きたいという人は結構いるんですね。で、実際に今度は教育で現場に連れていきますと、現場を見た後で悪い方に働いてしまう場合があるんですね。これに一生かけたんだということになる。せっかく勉強した成果がどうも生かされるようなところではないんじゃないか。

そういうこともあります。それから今度は農家の人に接しますと、農家の人は牛を大事にしている人もありますけれども、そうでない方も随分ある。せっかく一生懸命泥まみれになりながらこちらは牛を診ておりましたも、牛のことはちっとも農家の人は考えてなくてというような部分があった、何かやはり一生をそこに付き込むのには

逡巡があるということもあるように思います。したがって、そういうことを考えますと、これは改善をしなければならぬと思うことの一つは、獣医師が技術者として十分に技術を発揮できる、あるいはそういう技術を習得できるというような職場環境であってほしいということでございます。まして、これは今回の卒業研修その他の制度でかなり生かされると大いに期待しているわけですが、もう一つ、農家の人を含めて市民の産業動物に対する重要性的認識ですね。この部分というのは非常に難しい問題ですけれども、幼児教育のときから、自分たちの食べている肉はあるいは牛乳はこれだけの人が努力をしてつくってくれたんやぞと、言わなければならないようなそういう、昔ありましたと言ふと年寄りになってしまいましたが、お百姓さんやがとうというふうなそういう部分というのが現在の初等教育に大変欠けていると思うんですね。

そういうところからずっと社会の考え方をもう一遍戻す、あるいは変えていかないと、そこに獣医師として大いに田舎で活躍しようという人が多少なくなってしまうような感じがする。そういうような部分も、別に法律でということじゃありませんが、ぜひ改善してもらえ、またそういう社会になってほしいというふうに考えております。

○参考人(長岡正二君) 御指名でございますが、獣医師法につきましては私が申し上げる立場ではないかと思っておりますので、御遠慮させていただきます。

○参考人(楠元隆男君) 私からざっくりばらんに申し上げますと、まず第一点は、今の獣医学科に入っておる学生の出身校を見てまいりますと、これは鹿児島大学でございますけれども、私なんかの時代は高等農林の時代でございますが、やはり小さいときから家畜との触れ合いの中で育った農家の方が獣医学科に入ってくる、こういう方が主として入ってまいりまして、本当に畜産地帯の家畜

との触れ合いの中で育った方々はなかなか試験が難しくて合格できないという事情でございます。そういう点等からいたしまして、先ほど竹内先生からございましたが、もう少し初中等教育において家畜との触れ合いというものをやはり教育の場で取り上げて、そしてそういうことによつて、うん、自分は家畜の生命を守つてやろう、そのためには獣医学科に行つて産業動物獣医師になろう、こういう雰囲気や教育の中でもつくつていただきたいということが第一でございます。

第二点は、私も地方自治体で育った男でございますけれども、獣医師という資格を持っておりますけれども、昇進がなかなか上までいけない。今の学生に言わせると、実際は自分は県庁に入つて、また市に入つて最終的にはどのクラスまでいけるのか、いやそれは課長までだ、次長までだ、という言いますと、それはせめて部長クラスまでいけるような形をとらねとそれはちょっと魅力がないよと、こういう一つの昇進の問題もございまして、もう一つは、私のところは非常に離島が多ございまして、二十九共済組合でございますけれども、十四が広域共済組合でございます。これは本土でございます。十五組合がこれは離島の単一組合でございます。また、離島の単一組合におきましては、大体獣医師を一人賄うためには、肉用牛に換算をいたしますと千五百頭ぐらいの数がいないとかなかなか一人は賄えません。そういう点で、実は役場の方で、経済課の方で家畜共済業務をやっておる役場もございまして、

そういうことを含めまして、離島の場合は物価も高いし、また中年階級になりますと、子供と家族は都会に置いて自分が単身赴任するということになってまいりますと、こういう離島の場合、私のところで牛の生産頭数が現在一番伸びつつあるのは離島なんです。そういう点で、例えば熊毛、大島を例にとりますと、肉用牛とサトウキビと園芸という、こういう複合経営をやっているのが実態でございます。そういうことで、離島につきましては離島の特別な方法で何とか獣医師を交

付金制度なら交付金の対象にして、そしてうんと力を入れてもらいたい、こういうのが私の気持ちでございます。

○参考人(森田彰君) このたび、獣医師法の改正によりまして直ちに産業動物の獣医師が確保されることは、即効薬になると思っております。ただ、長い目で見ますと、研修教育とかいろいろな面で期待されますので、そういう面で大いに期待しておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

○菅野久光君 それじゃ、竹内参考人にちょっとお尋ねしたいと思いますが、今日の産業動物行政について、例えば多頭化とか集約飼育というんでしようか、例えばブローラーなどはもう身動きできないような形にして、そしていかに少ないえさで太らせるかというようなことがなされていくというのを私も聞いておりますし、実際に現場でも見ました。

それから、どうしてもそういう集約した飼育というんでしようか、そういうことになると、病気にやっばりなりやすいということから、薬をかなり投与するというようなそういう状況などがあるわけですが、こういったような今日の状況、これについて大学にいらっしゃるという立場でどのようにお考えか、承りたいと思っております。

○参考人(竹内啓君) 大変難しい問題だと思っております。当然、経済効率を上げるためには多頭飼育というものが大事になってまいります。それからできるだけ画一的な飼育方法をとらなきゃならいせんし、それから飼料にしても、できるだけ生産性の高い飼料ということになります。そうしますと、家畜が本来すんでいた環境あるいは食べいていたものとは当然違ってまいりますので、生体側からしますと、いろいろな病気が出てまいります。

そういうものを実は生産病というふうに言っております。生産性を上げるためにやむを得ず出てくる病気で、本来ある病気ではないんですね。で

すから、私も、まあ昔といいますが私もが学生のころ習ったときは、多くの産業家畜の病気の治療法としては、広く牧場に放牧するというのがありまして、一遍牧場に、広いところに置けば大体みんな元気になる。そんなことを今はしていただけないので、そうすると、動物はかわいそうですが何とかして生産性を上げなきゃならぬ。そこに病気がうつるものがあるというふうな方向になってくるわけですね。

ですから、それを一つの方法は薬という方法があるかもしれません。あるいは生産性を上げるために薬を多用するという、そういう考えがありますけれども、基本的にはそれはできるだけ避けていこうという方向にあるわけですね、教育の現場でもそういうものを推奨するというようなことはやっております。むしろ現状としてはそういうことがあつたので、その場合にどういうような障害が起こりやすいかというふうなことを中心に教育をしております。

したがって、できれば経済効率との兼ね合いの上で、先ほどもちょっとお話ししたようにけれども、病気を未然に予防するためにはどういうような飼育をするのが一番得であるかということが中心になります。したがって、昔なつかれた教育科目で国家試験の中にも入っております科目の一つは、家畜衛生という科目がございますが、そういうふうないろいろな病気の起こるものとを教えながら、できるだけ予防していく、しかも家畜の場合は生産性も考えていかなきゃならない。これは非常に簡単に解決法があるわけじゃないんですね、けれども、やはりそこを志向していこうということだと思っております。

ですから、例えば、これは少し先の話になりますが、遺伝子操作のような話もよく出ておりますが、そういう場合でも、家畜の場合にはそういう耐病性に強いような遺伝子を入れていくとか、そういうような特化ができますと、生産性を上げるような環境に置きながら、しかも病気がならないで済む。病気がならないで済むということとは、家

畜が苦しまないで済むということにもなるわけですから、そして、しかも結果としては人間の方に役立つということになりますので、やはりそういう動きを志向しながら進んでおりますが、現状の段階では確かにおっしゃるような薬が多用されている部分というのはまだあることは事実です。ただ、私はそれが世界的にどんどん進むというよりは、だんだん軽減されていくという方向にあるんじゃないかというふうに考えております。

○菅野久光君 世界的にだんだん軽減されていく方向にあるのではないかとお考えを承りました、そういう方向に行かなければ人間の健康そのものにも非常に影響してくるのではないかと。今日、子供における成人病が非常にふえているんだと、いろいろそういうようなことを考えていますと、私も、私も農林水産委員会に所属をしております、安全な食糧をいかに安定的に供給するかと、そういう立場から考えていきますと、経済効率だとかあるいは内外価格差とか、そういうことの名のもとに国民の健康に影響するようないくつか飼育のあり方、そういうものを正していかななくちゃいけないし、また、そういう面での獣医師の持つ役割というんでしようか、これは海の養殖ですね、あれなんかにも当てはまることではないかというふうに思っています。

そういう点をこれから私も真剣に考えていかなければ、食糧の方から健康を損ねるということになっていくって、本来の動物の保健衛生の向上をさせていくことがまた国民の健康の上にも非常に大事なことではないかというふうに私は思っております。ですから、今の状況は困ったことだなと、そういうふうな思っているお尋ねしたわけでございます。

それから、そういう意味からいいますと、つい先日、三月には、畜産価格のときに、今の酪農の状況が危機的な状況だということを通して、酪農は酪農は壊滅してしまふんではないか、そんな意味で何とか乳価を上げろということをやったんですけれども、残念ながら乳価そのものは上げ

ませんでしたが、周辺対策で手取りをまあちょっと上げたというんですか、上げたというよりもちょっと多くしたということと一応畜産価格の問題は終わりましたが、そのときに私もいろいろな資料を見たりしまして、乳牛の死産事故というのが大変多いわけですね。そんな意味で、私もちょっとときどき資料をもらったんですが、死産事故、乳用牛が昭和六十二年には九万三千頭、六十三年には九万五千頭、それが元年には十萬三千頭、二年には十二萬頭と急激にふえてきております。

こういうような状況から、きょうは北海道から森田参考人、本場に遠いところをありがたうございまして、共済の関係で直接お仕事をなさっておりますので、共済の現在の北海道の収支の状況といえますか、それはどんな状況になっておりますでしょうか。

○参考人(森田彰君) 共済関係の現状を申し上げます。

ただいま先生から指摘されましたとおり、非常に家畜の事故はふえてございます。特に乳牛がふえてございまして、原因としてはいろいろあるわけですが、端的に酪農経営が厳しいという面もありまして乳を無理して搾っていると、いう実態もございまして、さらに、多頭化になりましたとしても飼養管理が粗放になると、いう場面、省力化が重点になりましてそういう場面もございまして。

そういう意味で、昨年度は、通常百億の死産の共済金を払ってございまして、百二十億支払いたして、保険関係で申し上げますと二十億が赤字になりました。それは結果的には国、連合会、組合がそれぞれ負担割合で持っているわけでございますが、むしろ農家の立場からいいますと、非常にそれだけ還元されたといえますが、肉価格の下がった分をある程度共済金で補ったという形の中で、家畜共済そのものは今農家には還元されていくわけでございますが、保険としまして見ますとやはりいろいろな問題がございまして、事故対策というか、そういう場面では真剣に取り組んで

でございます。結果的に、事故をたくさん出しますと農家も経済的に損失になりますし、生産性の向上、先生指摘されました安全食品の供給という面でもいろんな面で問題がございますので、事故低下にさらに一層努力して、現在頑張っているところでございます。

ただ、ことしの状況を見ましても、肉価、老廃物の価格がなかなか回復しないとか、ぬれ子が多くなかなか高くないという背景もございまして、どうしても共済に依存する度合いが高いのかなという感じは多少持っておりますが、さらに事故を下げるのがやはり保険業務としても当然のことでございますので、そういう方向で努力しているところでございます。

○菅野久光君　そこで、牛なんですけれども、やっぱり胃袋が四つあるというところは、粗飼料です、これを食べるということが牛の健康にとってとても私は大事なことで、というふうに思っているんです。そういう点で粗飼料を果たして十分に牛に食べさせているのかどうか。粗飼料よりもむしろ濃厚飼料をたくさん食べさせて過剰しているのではないかと、そんなようなことが牛の死産の事故につながっているのではないかなというふうな感じも持つんですが、三・二％から三・五％になりましたが、実際品種改良その他で乳脂肪率が上がってきているというところは私もわかってい

るんですが、実際普通のように粗飼料を食べさせて、そしてほとんどの濃厚飼料を食べさせたときにどのくらい、やっぱり三・五％以上になるんでしょうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。これは森田参考人の方が一番いいのかもしれないが。

○参考人(森田彰君)　飼料形態ですが、やはり北海道の場合は、草地農業という草地酪農がまだ中心でございますが、最近特に牛乳の生産は飲用乳の伸びからいまして生産をむしろ促進している場面でございます。濃厚飼料の給与量も相当上がっております。例えば石狩にしましても、宗谷地区とか根室地

区の本当の草地酪農地帯におきましても濃厚飼料が七キロぐらいあつてございますので、相当上がつてきているわけでございます。ただ、牛乳の脂肪分そのものは、平成三年度の全道平均の乳脂肪率は三・七九です。三・八に近い状態になってございます。これは改良のせいもございまして、乳量の方が七キロを当然オーバーしてございまして、この脂肪率というのを三・二から三・五に上げたことは、逆に言いますとおいしい牛乳を提したということが必要に非常にふえて、北海道としてはむしろそこのメリットの方がずっと大きいんじゃないか。

事故そのものに結びついてきたのは、むしろ乳量そのものの増加と上手な飼育方をしていないんじゃないか、乳量に見合った飼養管理がされてないんじゃないかというところに若干問題があるんじゃないかという見方をしておりますので、全般的に見ますと、今の牛そのものが無理しているのかなという感じはしますけれども、乳脂肪そのものによつてどうのこうのじゃないかと思っております。

○菅野久光君　長岡参考人にお尋ねしたいと思いますが、今のお話を聞かしまして、乳脂肪率よりもむしろ乳量を余計増やしていることによつて無理が来ているんじゃないかというふうなお話でございますが、それで乳量を上げるためには、これはどういふ飼育方をすればいいんでしょうか。

○参考人(長岡正二君)　乳脂肪率との関係でございますが、乳脂肪率を上げるためには、先生が先ほどからおっしゃっておりますように、濃厚飼料多給でかための粗飼料、やや粗剛と申しましようか、腰の強い、例えば乾燥と言いますと二番乾燥よりも一番乾燥というのではないかと思ひます。

それから、例えば西南暖地と言いますと、イタリアンよりもオーチャード、オーチャードよりもチモシー、チモシーよりもスーダンとか、そういうふうな従来のやや嫌つておったといひますか、かた目の粗飼料を与えることによつて、牛の胃、

特に第二胃でございますが、食道口から第二胃への刺激が強くなりまして、連続発酵タンクである第一胃の恒常性の確保ができませんので、三・二から三・五に上がったことによりまして、牛の健康状態といひますか、むしろ胃の状態は多分ノーマルになっていったのではないかなというふうに私は思っております。

ただ、ホルスタインの三・五％は、自給飼料、特に青刈りだとか放牧で夏搾るのはやや無理があるのかもしれない。そういう状況があるかと思ひますが、年間を通じまして、今申し上げましたような良質でかた目の長目の乾燥の粗飼料の高い給与ということを心がけますことによつて、十分に確保できる乳脂肪率ではないかなというふうに思ひます。

先ほど森田参考人がおっしゃいましたように、まさに飼養管理の改善によつてそのところは十分にカバーできるのではないかなというふうに思ひます。

○菅野久光君　先ほど私もちょっと言ひましたが、遺伝的に改良してだんだん乳脂肪率の高い牛をつくつてきているというふうな状況はあるのでしょうか。

○参考人(長岡正二君)　従来は牛の特に後代検定によつて、検定済み種雄牛を選抜するということに、指標となります乳量、乳脂肪率、無脂固形分等ございまして、乳量に重きを置きながら選抜をしてまいりました。それは、まず取引の基準がそうございまして、勢い農家の需要もそういうところにあるものでございまして、そういう牛を選抜してまいりましたが、現在は農家が乳成分の高い牛を求めてまいりますので、雄牛の選抜に当たりましてはそういう乳成分の高い雄牛を選抜し、かつそれらの需要にこたえるように人工授精事業体としては努力をしておるところでございます。でございますから、多分遺伝的な改良の効果はこれからどんどん出てまいらるだろうというふうに思ひます。

にはもっと濃厚飼料を食べさせなくちゃいけないというところでやっている部分が私はあるんじゃないかなとは思ひますけれども、その辺について、獣医師という立場で補元参考人にその辺のことがないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(補元薩男君)　実は私は畜産試験場で十五年間牛と一緒に生活したしてきたわけでございますが、乳牛の場合の脂肪の含有量と乳量との問題でございますが、今、長岡参考人の方からお話がございましたように、脂肪率というものは濃厚飼料だけでは解決できなくて、やはり良質の粗飼料を給与するということが乳脂肪率の安定した向上になっていくんじゃないか、私はこういうふうに理解をいたしております。

○菅野久光君　どうもありがとうございます。

○委員長(永田良雄君)　午前の審査はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(永田良雄君)　ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、獣医師法の一部を改正する法律案、獣医療法案、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、参考人の方々に對して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○星野朋市君　ちょっと午前中失礼をいたしましたんですが、私、難しい法律関係の問題はちょっと省きまして、市民レベルでお尋ねしたいと思つております。実は立つてやるものもちょっと問題なんです、本日は座つてやりたいんですけれども、この委員会の形式でやっぱり立つてやらなくちゃならないということで御勘弁願ひます。

竹内先生は、失礼ですけれども何か小動物の御研究に關しては第一任者だと承つておりますので、最初に飼育動物といひますかいわゆるペット

のことでお尋ねしたいんですが、私、法案を見たときに、獣医師法の中で追加事項に「うすら」というふうに書いてあったんですね。だから、農水省のお役人に対しては、ウズラを追加して、おまえ、だけれども今は養鶏しているやつが多いだろう、養鶏はどうなんだろうと、獣医が診られないんじゃないか、こういうようなことだったんです。

要するに、最近のペットもいろいろな種類が出てきて、これは、アメリカなんかじゃ例のミニブタなんというのが大流行です。日本でも、いわゆるOLを中心にして、うるさくない、汚くないというようなことで最近爬虫類が非常に人気を得ている。デパートなんかでも相当高額の爬虫類までいる。この爬虫類は、こいつもストレスを感じるんだそうですね。ストレスを感じるんだと聞いたら、あれは薬も与えない注射もするわけじゃないので、これは獣医の範囲に入らない、こんな話を聞いているんですけども、いわゆるペットの多様化に対しては獣医というのがあるべきか、御意見があったらお聞かせ願いたいです。

○参考人(竹内啓君) お答えいたします。

今ペットという言葉を使われましてたけれども、ちょっとこれに関係して一言つけ加えさせていただきますと、例えば世界保健機構、WHO、そういうところでもペットという呼び名はよく使われてはいないかというのでも大分昔から言われていることです。結局、ペットと言われていた代表は犬や猫であつたわけですが、これの人間の生活の中における位置づけというのは、まあ暇があるからかわいがつてやろうという、もうそういう位置づけではない。一緒に暮らしていかなきゃならぬ仲間だというふうに変わってきたわけですね。したがって、人間というのは、衣食住が満ちても、それだけでは楽しいわけではなくて、やはり精神生活をエンジョイできなきゃいけないし、そ

れから仲間意識といいますが、ほかのひととの関係というものが非常に大事である。犬や猫の位置づけはそういう意味では人と同じような関係であるといふところから、ペットにかわりましてコンパニオンアニマルズという、いろんな展覧会をやるときにコンパニオンではありませんが、仲間という意味ですけれども、そういう言葉を使おうというふうに大分前にWHOで言い出しまして、今ではそういう言葉が定着しております。

したがって、そういう観点からすると、いろんな動物が人間社会に入ってくるという可能性は十分に考えられるわけですね。ですから、今お話がありました爬虫類とかいうものも十分あり得ると思います。人間がそこに仲間意識を感じればいわけですから、そういうふうな考えますと、獣医師の対象とする動物というのは非常に広がりを持つわけですが、いかなる六年間の教育になったからといって、すべての動物に全部精通するという教育を大学で与えるわけにはまいりません。

御承知のように、医師は人間だけという一種の動物で六年間やっているわけでありまして、獣医師の方は、解剖から生理から全部違うのをそれだけたくさんというのはカバーできません。したがって、今回の今おっしゃいましたウズラが入った部分というのは、いわゆる獣医師の専管業務の部分ですね、獣医師でなければ診てはいけないという部分ですから、そういう部分については、大学でも教育をしなきゃならぬし、獣医師の国家試験の場合にも、そういう専門的知識があるかどうかをちゃんと見なきゃいけません。

そういう領域としてウズラが入っているというわけでありまして、決して獣医師であればほかの動物を診てはいけないというところは全然ありませんで、すべての動物を診て差し支えない。ただ、獣医師でない人が診てもそれは構わないという分野ではあるわけですね。ですから、先ほどのウズラの話とは切り離しまして、これから人間の社会で飼われる、家庭で飼われる動物の種類が広がれば、それに応じて獣医師としては対応していかな

きやなりませんし、例えば今度の法律の中に書いてはございせんけれども、小鳥などについては、獣医師会を中心として非常にたくさんの方の講習会が開かれて、そして多くの開業獣医師が参加しております。

ですから、そういう形で社会で飼われている動物をカバーするという点に関しては獣医師は範囲を広げていきますけれども、それがすべてこの専管領域でなきゃならないというわけでもありませんので、私はそういうふうに理解しております。

○星野朋市君 今、小鳥の話が出まして、恐らく家庭で飼っている小動物ということになると、一番数が多いのは犬、猫、どうですか、小鳥も相当な数に上ると思うんですね。小鳥に関しては昔からオウム病の問題がございましたけれども、実は私ごとになって大変恐縮なんです、私の家の庭にえさ台を二カ所置いておきまして、一つはインコのえさなんかを置く、片方はいわゆるリンゴだとかそれからバナナを置いておきますと、いろんな鳥が次々に来て食べている。そんな状態を見ていまして、だんだんいろんな鳥を今飼っているんです。

これは、もちろん飼ってはいけませんが、鳥類がおりますから、そこら辺の名前は申し上げませんが、けれども、相当な種類がいるわけなんです。その中で、例えば庭に来るメジロなんか、突然いわれるツバキであるとか洋ランのみつなんかを吸っているのを見まして、国産のメジロは許可を得なきゃだめなので、輸入メジロというのがあるわけですね。輸入メジロというのは、確かにこれは、私もオーストラリアなんかに行ったときに、鳥じゅうメジロだらけなんというところがありますから、そういうのを飼って、じゃ、普通のすりえだけでなくて、これにハチみつをぶっ込んでやろう、そうすりゃよく食うだろうと。そうしたら確かによく食べますね。

それで、輸入メジロというのは大体細長いんですけれども、だんだんだんだん日本のメジロの体型に近づいてくるんですね。それで、うちの家内

が、そんなことをやっているとメジロが糖尿病になるよと言うから、それで鳥の専門家に聞いたんですよ。そうしたら、それは先生、やっぱりそういうものだけでなくて昆虫類を少し食べさせなさいということ、これはそういうことではドイツが非常に発達しているそうなんです、私のところはフランスというドイツから取り寄せたえさを使得って両方やっているわけですね。

ところが、やっぱりみつが入っている方がおいしいから、そっちを食べちゃうんですね。それで、だんだん体型が太ってきて、日本のメジロみたいになるんですけれども、あるときになると、こいつがごろっとおっこつて死ぬんですね。それで、本当に糖尿病にかかったかなと言って笑っているんですけれども。

それで、鳥のいろんな種類によって、例えば風邪ぎみになるんですか、ぐあいが悪いやつが出てくる。こういうのはなかなか鳥の専門家に聞いてもわからない。そうしたら、これは筑波の林業研究所におられた鳥の研究家がおりました。先生、これはこういう文献があるからごらんになってください、大正時代の元公爵が伯爵が、昔はそういう趣味のものというのはいくらも研究をなされていて、大正時代にこんなに輸入鳥まで含めていろんなものを飼っておられたのかなと思う中に、例えば、鳥は金属の要するにとまり木みたいなのをやつちやいけません、必ず木でやらなさい。それから、少しおかしくなってきたら温度を上げなさい。それから、きわめつけはブランデーを飲ませると言うんですね。で、私も実際にブランデーをやってみたんですよ。そうしたら、最初はうまくいきましたけれども、二度目と三度目は一気飲みをさせちゃったんで、これはやっぱりアルコール中毒で一発で死にましたね。

こういうようなことがあるんですけども、家庭でたくさん飼われているようなインコとかそういうようなもの、こういうものがぐあいが悪くなってきたときになかなか相談する場所というのが、

もちろん小鳥の単価が低いものですから、なかなかそれに見合うような報酬との問題で相談できるというところがないんじゃないかと思うんですけれども、こういうような問題というものがこれから出てまいりませんか、病気になる、直ちに捨てちゃうというような、こういうことになりにかぬかと私は思うんですけれども、そこら辺について先生どういうふうに思われますか。

○参考人(竹内啓君) 先生の鳥の博学ぶりを十分拝聴させていただきまして、先ほど申しましたように、実際には小鳥を飼っている人が非常に昔からというか近年多いわけですね。獣医師の世界、特に小動物、犬や猫を対象にして開業していらっしゃる方々の中ではもうそこは十分認識しております、それに対して適切な対処をしなければいけない。そこで、公的、私的、いろんな種類の小鳥に関する、特に小鳥の病気に関する講習会が開かれておりまして、恐らく日本じゅうで、正確な数はわかりませんが、かなりの小動物獣医師が現在鳥に対応できるような知識や技術を持っていらっしゃると思います。

それからまた、大きい都会などになりますと、例えば東京ですとか何カ所かに主として鳥だけを診ていらっしゃる獣医師というのも出ておりまして、それは獣医師仲間では情報がわかっておりまして、もし鳥をお持ちになって、その方が余り鳥にお詳しくない場合というのは、先生によってはおそらく鳥に詳しい先生を紹介して下さるということもあろうかと思えます。

ですから、やはり鳥には独特の病気がたくさんございまして、もともと哺乳類ではございませんから犬や猫とは違う病気がたくさんあります。飼育方も違いますし治療の仕方も違います。ですから、それについては獣医師の世界ではかなりもうそれを意識して対応しようとしているんだと思えますけれども、特に鳥に関しては、先ほどおっしゃいましたオウム病ですね、こういう形で人間に来る病気もございまして、そういう意味から小鳥の病気に対しては適切な対処を獣医師が最

前線でもやらなきゃいけないという認識を多くの獣医師が持っているんじゃないかと思えます。

○星野朋市君 ありがとうございます。それから、次は長岡さんにもちょっとお尋ねしたいんですけれども、私はいわゆる家畜改良ということにしまして、昨年、競馬法の改正のときにも申し上げたんですけれども、どちらかというと、いわゆる今までの改良というのは雄を重視しているんじゃないか、雄の重視し過ぎじゃないかということ、実は母体としての雌のことをもう少し真剣に研究すべきだという主張を言ったんです。

家畜改良といいますが、動物の改良については、一番真剣に、しかも長期に、早くからやっておったというのはやっぱりサラブレッドの改良だったと思うんですね。これも実はどちらかというと非常に好成績を残した雄馬中心でありまして、今でも、今ごろがシーズンですが、種付けにしましては、一日のうちに何頭種付けして、一頭当たりのあれが何十万または百万を超えるような場合もございまして、そのときに実は受胎する母馬の方も相当これはいい母体でないと血統的にはいいのが出ないんじゃないか。

しかも、私の知識の範囲内では、母馬というのは出産後九二週間ですが、九二週間のときに実は種付けすると受胎率が高い。それから、人間と違って、競走馬の場合は大体馬齢が八歳から十歳ですが、このときが一番実はいい小馬が生まれるという伝統的な経験があるはずなんです。八歳から十歳という、人間で言うとうどんなんでしょうね、もう年増のあれに入るんですけれども、こちら辺がちょっと違うところだということで、この母体の問題がかなり重要なポイントだと思うんですが、その辺については長岡さんはどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(長岡正二君) お答えいたします。午前中申し上げましたのは、繁殖技術の発達の中で人工授精が主導的な役割を果たしてまいりましたが、それは人工授精の普及に伴いまして雄牛の

利用効率が自然交配に比べて格段に高まる、また、凍結精液によってさらにまたけた違いな大きさになっているわけでございますから、及ぼす影響の大ききから、改良増殖法の前身の種畜法でもそうでございましたし、あるいは種馬統制法等も皆そうでございましたが、雄を中心にした制度のもとに改良が進められてきたわけでございますが、受精卵移植技術が出てまいりまして、雌牛の利用効率が非常に高まってまいりまして、昨今の技術的な環境が生まれてまいったわけでございます。

この技術と相前後しましてといいますか、先立ちまして、国は昭和四十九年度から乳用牛群改良推進事業というのを始めました。牛群検定でございますが、これは各農家の飼っている乳用牛の雌牛につきまして、月一度でございますけれども、乳量、乳成分等を記録いたしまして、農家に分析してお返しするというのをいたしておるわけでございます。このことが乳牛の改良に非常に大きな効果をあらわしてきております。

午前中、乳量あるいは乳成分の改良につきまして飼養管理の改良の観点からる御質問いただきました。さらに、量的な改良を果たすようにというところで北先生からまた御指摘もございましたが、そういう面で、先生おっしゃいますように、雄牛だけじゃなくて雌牛の改良に、選択に非常に力を入れなければいけないという状況も生まれてまいっておりますので、それに対応する施策として申し上げましたような牛群検定事業が普及してまいっております。

ただ、これも今のところ四二％程度の普及率でございます。ですから、この普及率を国の方針としては六〇％に持っていくというふうな方針で鋭意この施策の充実に国、団体、農家ともども今動んでおるところでございます。恐らく、今度の三・二％から三・五％に取引義務が改正されたときには最も敏感に反応して対応することができたのは牛群検定参加農家ではなかったかなと思えます。でございますから、そういう点でこれらの施

策が充実されてまいりますと、先生のおっしゃいますように、雌牛の改良の方から飛躍的に日本牛の改良が進んでいくのではないかとおもうに思えます。

○星野朋市君 それに関連しまして例の、御質問あったかと思うんですが、例えば「紋次郎」の精液なんというものが非常にめづりやされまして、当然そこら辺は一つの縛りがあると思うんですけれども、こういう優秀な牛の子供が実はたくさんできてる。そうすると、だんだんだんだん将来にわたっては近親交配になるおそれがあるんじゃないか。もう一方では、精液そのものがひそかに密輸されまして、多分これから問題になるだろうと思われまいわゆる外国産牛なんていうものの存在が重要な問題になってくると思うんですけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(長岡正二君) お答えいたします。確かに、先生おっしゃいますように、近親交配が進んでまいりますと、繁殖率の低下あるいは健康性の低下等をもたらしまして、経済的にも不利ではございせん。でございますが、凍結精液によりまして種雄牛の利用効率を拡大できるという技術的な側面から言いますと非常に進んでまいりましたし、また伝達も非常に活発になってまいりましたので、そういう面ではうっかりするとそういうことになりかねませんけれども、そこはまたよくしたものでございまして、人工授精事業の中で、近親交配の回避をするための指導を大々徹底してやっておりますので、そのことは実態としてはそれほどではないのではないかと。

ただ、「紋次郎」のお話でございますが、ああいう大変な不祥事もございましたけれども、それらにつきまして、また片方で家畜の血液型検査体制というものもきちんとできておりまして、これは大変きめ細かく検査する技術でございますが、これらによって血統の混乱というものの回避できる技術的な担保はできております。

それから、黒毛和牛の輸出のことをおっしゃったんでしょか。

○星野朋市君 輸入ですね。外国産和牛というのが誕生するわけですね。

○参考人(長岡正二君) はい。それにつきまして、新聞等で、既に出たものについて入ってくることににつきましての問題と、それがまた出て入ってくるのではないかと心配と二つマスコミを通じて種々議論されております。私も十分承知しておりますが、既に出たものにつきまして、大変繁殖を進めまして、六十四分の六十三と言ったと思いますが、そういうものがかの国で使われて入ってくるがいかかなものかというふうなお話がございますが、これについては専門の先生方が検討されたところ、今のところそれほどこちらが負けるような肉質のものはまだ出てないというふうには私は理解しております。

今後、出て入ってくるおそれはないかという点でございますが、このことにつきまして、受精卵移植技術あるいは体外受精技術もそうでございますが、これらの技術につきまして、我々これにかかわっておる者は、とにかくこの技術をもって日本の肉牛生産に有効に生かして、他の国との競争に負けるような牛産業であってはずいので、我が国の消費者ニーズに合った質の高い牛をつくるために精いっぱいこの技術は使わねばならぬというふうに思っております。

また、それが恐らく乳牛、肉牛を含めた——乳牛は世界的にも均等に流通しておりますから問題ございませんが、少なくとも肉牛につきましても、それが肉牛の生産にかかわる人たちの合意であり、また世論は恐らくそういうふうに通じていくであろうというふうに思っております。

○星野朋市君 時間がありませんので、最後に、これはむしろ先生方にお聞きするというよりも農林水産省に実は要望したいことでありますけれども、いわゆる改良技術の極致という中に、たしかデนมーカの養豚で、イギリスのペーコン需要に対応するために豚の胴体をだんだんだんだん長く

改良していった、最後にいわゆる豚のダックスフントができちゃって、これはダックスフントならそれなりに体を支えられるんですけれども、豚の足は意外に細いんですから、ついに四つ足で立てなくなつたという、こういう話が現実にあるわけでございます。

それに対応して、成育は遅いんですけれども、多頭産のいわゆる中国からのメイシャントンと言いましたか、その原種を笑は輸入しようと思ふんだけれども中国はなかなか出さない。一番最初にあれを入れたのはたしかフランスだったと思うんです、日本も今何頭か入っていると聞いていますけれども、いわれる原種にもう一回戻っているなことを考えていくということが技術の進化の中からはだんだん各国が原種そのものを自国の固有の財産として出してくるんじゃないかと私は思っているわけなんです。

植物の問題も含めて、日本は意外に種の保存に関しては後進国である。これは農水省にデータをはっきり出させればわかると思うんですけれども、種の保存に関しては非常に後進国である。これは動植物を含めて種の獲得を今のうちにやっておかないと、やがて各国が出さなくなるといふことで、その分野の研究のおくれというのを私は心配しておりますので、ございすけれども、竹内先生、最後にもし御意見があったらお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(竹内啓君) おっしゃるとおり、こうやって家畜の改良が進んでまいりますと、やはり耐病性だとかそういうものを強くするために在来種をもう一遍入れるということはよくやられる方法ですね。そして、各国ともそれは非常に大事にしていると思ひます。

豚について申しますと、私も二十何年前、まだ毛沢東、周恩来がお元気なころ、中国でまる三週間以上、北から南まで随分見ていただきました。そのときに、豚に関しては何と在来種の多いということに驚いて非常にうらやましく思ひまし

たけれども、そのときも在来種をうまく改良種に入れていって、そして生産性の高い、在来種というのには一般に生産性は高くございせん。で、それに今度は耐病性を加えていくということ、を盛んに自慢されて、そのとき、じゃ日本はどうなるだろうかと考えてみると、豚に関しては日本在来種というのは中国に比べればほとんどないような感じになるものから、これはやはり日本の国の中だけでやるということになると大変難しい問題だということに感じたことがござい

ました。したがって、直接のお答えではございせんが、日本の場合も、こういうふうには国際的にそれが自分たちの文化的遺産を出すことに制約を加えてくるということになりますと、それに対して外交ルートも含めて国策上はやはり対策をとっていただくのは確かに大切なことかと思ひますけれども、何分にもこの分野は私の本来の専門ではございせんので、一市民としての感覚だというふうにお受け取りいただければ結構でござい

す。

○星野朋市君 終わります。

○田辺貞子君 参考人の皆様方きょうは大変お忙しいところ、また御遠方をおいでいただきまして、ありがとうございます。

私は質問時間を二十分しか持っておりませんので、最初にご各先生方に質問を並べて申し上げてまいりますので、その後順次お答えいただきたいと思ひます。

まず、竹内先生にお伺いいたしますが、先ほどから卒後研修について大変このたびの法改正に当たっては喜ばしいことであるというお話がございましたが、基本的に考えますと、卒後研修とはいうものの、どんな期間、どんな地域、どんな施設で具体的にどんなふうな形の受け入れを考へるべきなのか、考えられるのか、そういうまだ具体的な問題はたくさんあるかと思ひます。

昨日も御案内いただいて麻布大学に行つてま

りました。麻布大学ではそういう御指示があれば受け入れ態勢は考えておるといふようなことのお話でございましてけれども、例えばこの卒後研修というのはどんなふうなあり方が一番好ましいのかということも一点お伺いしたいと思ひます。

それからもう一つは、畜産の技術進歩というのは日進月歩の感があるわけではございますが、こうした畜産業の一つの動きの中で私はある論文を一つ読んだときに、ふとメモっておいたものがござい

ます。それは、畜産業の進展の中で今後考えていかなければならないソフトな要因の三つということで、一点が安全性に対する課題、それからもう一点が環境問題との課題、それから第三点目が動物愛護思想の普及の課題というところのソフトの三点の要素をこれから課題として考えていくべきではなからうかという論文を読みました。

そこで、先ほどから先生のお考えが出てくるに思ひますので、ここではその環境問題との関係で今後の畜産のあり方というものをひとつお伺いできれば大変ありがたいというふうに思っております。

ちなみに、昨日勉強させていただいた麻布大学では、ふん尿のコンポスト化みたいなものも含めて、こういう問題もかなり研究教材として入れていたように私は見てまいりました。

二番目に、長岡参考人には先ほどから大変専門的なお話を伺っておりまして、勉強になりましたが、一つだけ我が国の家畜改良技術の水準というのは諸外国に比べてどんな水準にあるのかをお伺いしたいと思ひます。

それから、三番目の楠元参考人には、今回の改正案についての問題の一つに広告の制限についての二十三条に関する件があるわけではございす。これは、獣医師会の方の要望事項の中にもこのことが書かれておりますけれども、農林水産省省令が規定するその広告の内容というところになっておりまして、私どもは、一体どんな広告事例が今後出てくるのか、実は予想というか想像ができませんので、できるとすればどんなことを今後お書きに

なりたのかということをお教えいたされれば明日からの質疑の中で生かせるのではないかといいふに思います。私の問題意識の中には医師法との絡みもございますので、いかがなものだろうかという問題意識がございますので、この点を一点お伺いします。

それから二点目は、先ほどから産業動物にかかわる獣医師の不足の問題がずっと出ておりましたが、そこで先ほど橋元参考人は、したがって鹿児島県においては女性重視の対策をとっていくしかないのではなかろうかというふうなお話をなさいます。女性獣医師に対する期待を述べられていたというふうに思います。

しかし、現場ではかなりこの女性獣医師に対する評価というものが厳しくありまして、牛は難産が多いとか、あるいはまた子宮脱のときはどうするのというようなおどしもあるやで、なかなか女性獣医師が現場に入るのが難しい話も昨日聞いてまいりました。しかし、鹿児島県では女性重視の対策がこれから必要だというふうにおっしゃっておられますので、こういう問題について具体的にどのような策をおとりになるうとしていくのか、この点と二点お伺いしたいと思います。

それから森田参考人には、先ほどの意見陳述の中で獣医師の業務というのは、いわゆる往診主体の獣医師になるんだ、したがって診療効率の悪い地域もある、そういうところに対してはむしろ何らかの形で財政的助成が必要ではなかろうかというふうなお話がありまして、大変御意見かと思ひ、書きとめてございます。これは、今決められておりますところの手当の引き上げのこととおっしゃるのか、それとも診療報酬のこととおっしゃるのか、この辺のことも含めてぜひ具体的にお教えいただければ明日の質疑に生かせるというふうに思っております。

それからもう一つは、今回の獣医師の業務の中に、先ほど来お話がございますように、保健衛生という概念を取り入れた形のものとなって出てまいりました。しかし、獣医師、特に産業動物とい

うものに関する獣医師さんが足りない現状の中で、こうした業務までも取り入れていく余裕とか、余力があるんだろうかどうなんだろうか。しかし、いわゆる飼養管理教育指導、こんなものが今一番大きな課題になっているというふうに思ひますので、現場の状況も含めてこの辺に関する御意見を伺えれば大変幸甚に思ひます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○参考人(竹内啓君) それでは、私からお答えをいたします。

卒後研修というの、これから細かいところをどういうふうにするか、これからは細かいところ、これはちょっとわかりませんけれども、大きく分けますと二つあると思うんですね。一つは、卒業してすぐの学生に対して技術的な研修をするというところが一つあると思います。それからもう一つは、この日進月歩の世の中でございますので、実際に大動物診療に従事してある程度たつた人たちにに対してさらにその先のより高度な研修をするということがあるかと思ひます。あるいはほかの分野、例えば行政とかそういうところにタッチしていただく方が途中からまた診療活動に加わるといふような場合に対しての研修も入るかもしれませんが、それで、それによってなかなか内容を一括してお話しすることは難しいと思ひますが、やはりそれに応じての研修内容ということになりますので、研修期間も恐らくは変わってくるであろうというふうに思ひます。

ただ、学校でまず教えているやり方というのは、基本的には学問体系という形で教えます。これは日本の大学がすべてそうですが、欧米の、特にアメリカのように技術教育ということに偏重してないのが日本の大学教育の特徴だと思ひます。基本的な知識というものを十分教え込むということがございますので、したがって大体学問体系にのっとることが多い。しかし、今度は現場に行きますと、現場のいろいろな対象とする事象ごと

に知識を整理しておかなきゃなりませんから、そういうふうにもう一遍知識を整理し直して、すぐに現場で要求されたものに対して知識が出てくるというふうなふうに整理をし直すというふうなことも基本的には大事です。

加えて、技術教育ということになると思ひます。技術教育に関しては、けさは申しましたように、ライセンスのない状態で教え込むのに限界がございますので、どうしても獣医師の免許を取った後で現場で診療活動を通じて教え込んであげなきゃならないということになりますと、マスプロ教育というのはちょっと無理でございます。やはり経験豊かな方がマン・ツー・マン方式ですと教え込んでいくということになりますから、どうしてもある期間は必要だと思ひます。その短期の、教週間とかいうオーダーでは恐らく私は無理だろうと思ひますし、そういう意味では、長ければ長いほどいいに決まっておりますけれども、現場の受け入れ態勢とか職場の問題とかもございまして、ミニマム六ヶ月以上というものは恐らく欲しいんではないか。もちろんこれは職種によっても随分違うと思ひますので、一概には申せません。

それから、時間が余り超過するといけませんので今のような概論でとめさせていただきますが、環境問題はおっしゃるとおり非常に大事だと思ひます。もともと獣医師の職域としてかなり大事だと言われているのが、環境保全にも獣医学というものには役立つんだということにあるわけですが、一方畜産業が盛んになりますと環境に影響を与える部分もございまして。

それについてはやはりかなり最大の関心事でございまして、もう既に調べのことですから御存じのとおりで、いろいろな新しい技術、例えばバイオテクノロジーの技術などを使ってこのふん尿処理をきちんとしていくという研究がいرونなところで進んでおります。ですから、そういうこととはまだまだ問題を解決するのに十分じゃございせんけれども、今後ともそういうところに国として力を注いでいただければ大変ありがたいと思ひます。

いますし、それがまた畜産が社会に広く受け入れられるというために必要なことだろうと思ひます。

時間がありませんが、私への御質問じゃないんですが、一言だけちょっとほかの方への御質問で発言させていただきたいのは、女性獣医師の問題でございます。

大学では今女性獣医師をたくさんつくっておりますので、女性獣医師が多過ぎると思われるかもしれませんが、こちらにもぎくつとくるわけですが、私は今のうちに半分ぐらいの女性獣医学生になるというのは当然だと思ひます。欧米では国によって八〇%が女子学生というところもありまして、なぜか大変人気のある領域です。これをもう否定することはできないわけですが、私もやはり女性はどうぞと今まで男性獣医師が働いていたところへ出ていってほしい。

今、何となく女性獣医師の行けるところは小動物領域だと言っておりますが、それはその小動物の開業領域だけがオープンなんです。ほかはまだまだクローズドなんです。ですからそう行くわけではなく、実際の女子学生の中にはいろいろなあらゆる職業につきたいという要望がありますし、またそれを受けになったところが女性だから困るということもあつたかもしれませんが、一般にはかなり満足していらつしやるころが多い。

欧米でも女性獣医師が大動物の畑では非常に活躍しておりますので、むしろ受け皿の問題だと思ひますので、ほかの領域もそうでしょうけれども、新しい技術を使いながら、女性の力でも働けるような道具をつくるのかいろいろな方法があるわけですから、そうやって受け入れていただけるのがいいんではないかというふうに思ひます。

○参考人(長岡正二君) お答えいたします。家畜の改良技術が国際的にどのような水準にあるかというお尋ねでございますが、家畜の改良は、午前中申し上げましたように、血統、能力、体型を目安として交配と選抜を繰り返すというこ

とでございますが、この分野を担当するものが血統登録事業であり能力検定事業でございますが、血統登録事業につきましては、乳牛にあつても肉牛にあつても、恐らく先進国では最も高い普及率、登録率だらうと思ひます。

能力検定事業は、乳牛につきましては先ほど申し上げましたような普及率でございますが、これについては、ヨーロッパ等では六〇、七〇%以上の普及率を見ているところがございますので、必ずしもまだ十分な普及率にはなっておりません。登録事業も普及率は高うございますが、昨今の情勢下におきましてこの事業は大変難澁をしておるところでございますので、今後このまま推移いたしますと、我が国の遺伝子が十分に担保できるか、確保できるか非常に難しい、懸念されるところでございますが、いずれにいたしましても、熱心な農家の努力によつてかなり高い水準にあるというのを申し上げておきたいと思ひます。

それから、交配と選抜と申し上げましたが、交配の分野がまさに午前中から申し上げております繁殖の分野でございます。これは人工授精でございますが、これも申し上げましたように、二十五年から始まった人工授精は三十年には既に九〇%を超える普及率に上つてまいりました。この普及の水準は国際的にも群を抜いた水準でございますし、今では乳牛、肉牛とも九五%以上、九七、八%の普及率を見ております。これは国際的にも非常に高い水準でございます。で、それを支援いたします繁殖のまさに技術そのものでございますが、これは、申し上げましたように、受精卵移植で外科的方法によつて昭和三十三年初の子牛が誕生するというのは国際的な最初の快挙でございます。またこれは世界初の快挙でございます。

それで、今度の法律改正の大きなテーマでございますが、体外授精技術でございますが、この技術水準でございますけれども、私も海外で十分に学会等に出たことございませんのでわかりませんけれども、私が聞いておるところでは、海外においては、この技術が我が国において最初にウサギ卵管への仮移植を行つておつたことを申し上げたんですが、海外ではいまだに綿羊の輸卵管への仮移植が行われておる、完全体外培養系がまだできていない国なり地域がかなりあるというふうにも聞いておりますし、体外授精がまだ緒についたばかりの国もあるようでございます。

こういう状況の中で、我が国の体外授精技術は、既に完全体外培養系が確立いたしましたので、凍結卵におきまして、これは詳しいことは省きますが、最も人工授精の手法に近いダイレクト法におきまして七〇%ぐらいの受精率を上げたケースもございまして、そういう面から見ますとかなり高い水準に来ておるのではないかと。それにかかわる者がこういうことを申し上げますと大変面白い後継めたさを感ずるものでございすけれども。

ただ、申し上げましたように、この技術は、今このままの技術で使うだけではなくて、将来のバイオテクノロジーの基盤になる技術でございますので、ここらについては今国際的にも激しい研究の競争場裏に置かれております。この分野では畜産試験場あるいは大学、県の試験場等々で非常に精力的な研究が行われておりますが、これも国際競争に負けることのないよう技術者が頑張つておるといふのが状況でございます。

○参考人(補元薩男君) 刈田先生にお答え申し上げます。第一点の広告の制限の問題でございます。広告というものは、私も考えておりますのは、使用者が不測の被害をこうむることを防止する観点から考えていかなくちゃならぬのではないかと。いうことでございます。そういう観点に立つて考えてまいりますと、先ほど先生の方からお医者さんのことの話がございましたが、学位なり称号というものは、これは不利益を拡大させるようなことにはならないんじゃないか、こういう考え方を持つております。

第二点の、産業動物獣医師の不足の問題で、女性獣医師の活用を考えるべきじゃないか、という私の説に対する御質問でございますが、現在、鹿児島県の家畜共済診療所には二名の女性獣医師が勤務いたしております。この二名の方々に直接会つてお話を聞くと、また広域の地区共済組合長さんと会つて、この問題についていろいろ意見交換したことがございます。

その中から申し上げますと、広域の共済組合でございます。獣医師の数が十名とか二十名とあります。そういうところに参りますと、男性の獣医師が往診をして、そして血液を採取したり、また尿を採取したり、いろんなものを持ってまいります。そしてまたみずから、女性がおられないので、自分がその血液の分析をし、尿の分析をし、すなわち生化学的な検査をやつて、そして一つの病気の原因を探索していくと、こういうことでございすので、そういう広域的な共済組合下におきましては、やはり一割か二割の女性の獣医師をかえつて入れた方が、そういう生化学的な検査の方についてはむしろそちらの方が効率的じゃないかと、こういうふうな御意見等もございす。

また、いろいろな機器が大分発達してまいつておりますので、そういう機器を使つていきますと、女性獣医師の方々の活用がまだまだ余裕があるんじゃないかと、こういう点で、こうなつてまいりますと、これはなかなか都道府県段階の共済組合ではいけませんので、国の方でこのようなことにつきましてはいろいろ検討していただきたいというふうに思ひます。

実は先般、ドイツのハノーバー大学の先生をお呼びいたしました。そして研修会をやつたわけでございます。ハノーバー大学では一学年獣医師の定員が二百五十名、そのうちの八割が女性だと、こういうことを聞きまして、そういう八割の女性の中でも二〇%は産業動物分野で活躍していると、こういうことをお聞きいたしましたわけでございますので、そこあたりは我々ももっと勉強いたしまして、そして今後検討してまいりたい、かように考えております。

○参考人(森田彰君) お答えを申し上げます。まず、第一点の診療所経営の問題でございますが、診療所経営の基本は、やはり家畜がいなければとても食べていけないものでございますから、それをどういうふうに対応するかということでございます。

また、もう一つは地理的条件、非常に往診とか何かで条件の悪いところはなかなか時間とかかりますので、そういう問題につきましては、開業の方々とか団体では経営はできない問題もございすので、行政的な面で何らかの措置を考えていただきたい。例えば市町村で獣医さんを置いていただくとか、家畜保健衛生所の活用とか、いろいろあると思ひます。

もう一つ、お話をありました雇ひ上げ獣医師料が、今、獣医師の雇ひ上げは一万二千七十円でございす。これは安いのか高いかという問題でございます。これは額だけ見れば安いような感じもします。ただ、比較論としては、お医者さんの雇ひ上げが一萬三千円でございますので、その辺から比較して御判断いただきたいと思ひます。

また、家畜診療の報酬でございますけれども、御承知のとおり、家畜共済の中で診療点数で決められてございます。この診療費は、点数の中では客観的に評価して、保険給付という形の中で公平に給付しなきゃいけないということになります。で、その技術料の基本的な考え方は、獣医師に近い、当面としましては、地方公務員ですか、家畜保健衛生所の先生方の給与を基準に今の技術料を算定してございます。そういう意味ではある程度水準は保つてございますけれども、果たして現場の診療獣医師がそれでいいのか悪いのか。六年制になりまして、現場は非常にシビアな場面もありますし、危険な場面もございすので、その辺の評価の価値としましては、私どもとしてはまだ多少は満足してないところでございす。

それからもう一つ、保健予防の衛生問題でございしますが、これは当面私ども獣医師としましては、現場では病氣になったものをいかに早く回復させるか、治癒させるかが問題でございまして、むしろ家畜、それから管理者を側面から支援する、応援する形でございします。したがいまして、基本的には管理者が看護、それから予防措置を講じなければ、これはなかなか解決しない問題でございしますので、そういう意味で家畜の管理者に十分指導すること、現在やってございますけれども、まだ足りない面がございします。そういう面に、損害防止事業として私どももやってございしますけれども、より一層力を入れていく場面でございしますので、非常にいい方向じゃないかと。ただ、忙しさも当面はふえますけれども、将来これが徹底しますと、やはり病氣も減ってきますので、そういう面で解決つくんじゃないかと思つてございします。

以上でございます。

○林紀子君 きょうは、参考人の皆様には、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。私に与えられている時間が十分間とますます少なくなっておりますので、申しわけありませんが、全部の参考人の方に御質問できないことをお許しいただきたいと思います。

私も初めにそれぞれ御質問させていただきましたので、後ほど順次お答えいただけたらと思います。

まず竹内参考人ですが、今、刈田委員から質問がございましたが、獣医師の卒後教育、生涯教育ですが、先ほど竹内先生が挙げられた二番目の現在の開業獣医師、それに対する講習会ですね、受講率が非常に悪いというようなことも伺っているわけですが、そうした問題に対する対策、取り組みというのはどうしたいとお考えかということです。

次に長岡参考人にお伺いいたしますが、家畜改良事業団が発行しております「ETニュースレター」という雑誌を私も拝見いたしました。その

中で長岡参考人が書いていらつしやる論文、九〇年の三月号ですけれども、ここに、家畜改良事業団は、今後、受精卵の広域供給の任に当たらなければならぬということで、各機関とその機能を挙げていらつしやいますね。

体外受精卵移植に關しましては、牛肉の輸入自由化に伴つて畜産経営が深刻なことから、特に酪農家では移植する和牛の受精卵のうちの市場評価の高い系統のものをと希望していると思います。一方、乳業メーカーや飼料メーカーでは、アメリカやイギリスの研究機関などと共同して、受精卵の凍結技術の開発なども図りまして、受精卵の製造、販売、そして肥育までを含めた企業化を推し進めようとしているのではないかと思います。事業団として、希望する農家に受精卵をどのように供給していくのか。これは質、量、そして価格の部分も非常に重要な問題だと思ひますが、これをどのように安定的に供給していくのかということについてお伺ひしたいと思います。

それから、森田参考人にお伺いいたしますが、これも「臨床獣医」という雑誌のアンケートを拝見させていただきましたが、その中で、産業動物の獣医師のなり手が少なくなっている、その理由はどうかという問いかけに、「待遇が良くない」という項目を選ばれた人が最も多い。その中で、勤務時間は適当かという設問には、共済組合の獣医師の六五％が適当ではないと答え、また「現在の収入に満足しているか」という問いには、共済組合の獣医師の三分の二が「いいえ」と答えていらっしゃる。

先ほどもお話にありましたが、獣医学六年制になったにもかかわらず、獣医師給料表の根本的な改善がいまだになされていないという声もあるわけですが、こうした獣医師の待遇改善に関して国に要望すべき点がありましたらお聞かせいただきたいです。

また、転職を考えているかという設問に対しては、共済組合の獣医師さんが一番多くて、三割弱が転職を考えていると。それも小動物の開業

獣医師として転職を考えているのではないかと思いますけれども、これについてもどう思うか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(竹内啓君) お答え申し上げます。

既に臨床に従事しております獣医師、特に開業獣医師の卒後研修でございますが、これにつきましては、私、実は冒頭にも申しましたが、日本獣医師会の理事としてそういうことにも関与しておりますが、こちらでも、かなり社会への責任の上から、一人でも多くの獣医師がそういういろいろなプログラムを受けてもらいたい、そういうふう

そこで、今作業しておりますのは、医師、歯科医師と同じように生涯教育プログラムを日本獣医師会として考えようというふうに考えております。これは、医師、歯科医師も既にそれを始めておりますが、ある期間、例えば五年なら五年にどれだけの講習を受けた場合に、ある証明書を発行するというような形で、強制ではございませんけれども、一つの努力目標を与えているというやり方がございます。

これによりまして、調べてみますとかなり受講者の数が増っているんですね。ですから、現在、小動物獣医師だけではなくて、産業動物獣医師あるいは公衆衛生のために働く獣医師、そういうところのことをいろいろやっております部会が日本獣医師会の中にございますので、そういう三部会と全部連絡をとりながら、できるだけ早いうちに生涯教育プログラムというものをつくり上げて、そして従来から行われておりますたぐさんの講習会というようなもの、あるいは研修会がより有効に獣医師の技術向上、知識向上に役立つようにというふうに考えておりますので、私自身もそういう考えで協力しておりますので、希望としてはこれができるだけ早く実現して動くようになってほしいというふうに思っております。

○参考人(長岡正三君) お答えいたします。
家畜改良事業団は、凍結精液技術の普及に対応
いたしまして、従来都道府県ごとに設置されてお

りました種雄牛センターが、都道府県ごとに設置、運営することの不合理さが技術の普及とともに出てまいりましたので、むしろこれは県域を越えて広域的に精液を配付するのがよろしかろうし、そこでつなぐ種雄牛も、後代検定によってきちんとした検定済み種雄牛を効率的に、広域的に利用すべきだということで、都道府県の出資を受ける、都道府県を会員とする社団法人でござい
ます。

それで、体外受精卵でございますが、これは御承知のように、肥育された牛は多くの場合大都市の食肉処理場に出荷、屠殺されるものが多くございますが、これらにつきまして、大都市の都だとか府だとか県だとかいうところが、おのおの当該県の自治体の運営によって体外受精卵処理施設をつくることは当該県をカバーするだけでございますので、これは不合理だ、むしろその県域を越えて、広域的に産地、農村に還元するのがより合理的であろうというふうな話が出てまいります。

そういうことがありまして、私の方にむしろ食肉処理場の方からそういうお誘いがございます。それは、牛肉の輸入自由化に伴いまして、農村の肉牛生産農家ももちろん大変な脅威を感じているわけですが、食肉処理場の皆さん方もまた同じように大変な心配をしておられまして、早く体外受精卵をつくって、早く子牛を食肉処理場に還元するようにというふう聞いておりますが、そういうお誘いの言葉がございますものですが、それで先生のお目にとまりましたようなものに書いたような次第でございます。

それで、質的にあるいは量的にというお話でございしますが、遺伝的にもすぐれたものといえますのは、血統が明らかで、あるいは枝肉形質がよりすぐれたものというものを、また生物学的にすぐれたものというのは、受精率がより高い充実した受精卵をつくるべく、今研究に没頭しているよ

うなわけでございます。

そういう状況でございますものですから、ルー
チ的に今どれだけの量が生産してこなせるの

か、あるいはその場合に価格はどうかというふうな点について、私たちはまだ十分なものを持ち合わせていませんので、大変申しわけございませんが、いすれにいたしまして、農家の採算が十分とれ、農家にメリットのあるような価格にしなければならぬ。そのために今精いっぱい研究をして技術向上に努めているというのが現状でございます。

○参考人(森田彰君) お答えします。

まず、第一点の待遇が悪いという問題でございますけれども、全国的に見ますとそういう声が大きいわけではございますが、私も北海道に限ってしかわかりませんが、北海道に限って申し上げますと、初任給は道の家畜保健衛生所の獣医さんの一号から二号俸上をとってございます。全道平均の共済団体の獣医さんの給料、平均年齢が三十八歳で八百万以上になっておりますので、まああはどほどじゃないかなという感じはしてございます。

ただ、第二点の勤務時間、これは非常に厳しいのが実態でございますし、また一人当たりの獣医さんの頭数もふえてきてまして、その辺で診療の合理化を図っているわけではございますけれども、ただ、休日等につきましては、全道平均の獣医さん八十八・五日とってございますので、これもまあまあじゃないかなと思っております。

収入に満足しているかどうか。これは、満足する方がなかなかそれはいらつしやらないんじゃないかと思ひまして、このアンケート程度じゃないかなと思ひます。

さらに、獣医師法の給与の改善で国に要望するものがあるかという点でございますが、診療点数の引き上げは別に置きまして、私も獣医師の格付、国家公務員の給与表にもございせんし、地方公務員の給与表にもございせんし、近いところで医療職(二)に準拠しているのが実態でございます。そういう意味では、獣医師独自の給与表をつくっていただければ、これまた獣医師の評価がさしていただけるんじゃないかと思ひます。

いますので、その辺のお願いが一つございます。転職を考えているのが多いじゃないかという実態でございますが、北海道で七百七十五名の獣医がございまして、平成二年度にやめた方が三十六名ございまして、定年の方が九名、道内で組合間の異動が七名、道外にお移りになった方は十名でございまして、あと道内で大動物、小動物開業が六名でございまして、亡くなった方もいらつしやいます。そのほか海外協力隊に行った方もございまして、実際には余りその余動いてはいないんじゃないか、むしろ定着している。私もずっと就職の方の担当も経験しているわけではございますけれども、最近むしろ落ちついてきているのが実態じゃないかという点で、北海道の実情でございますので、そういう意味で御報告申し上げます。

○喜屋武眞榮君 御四名の今御意見を承りました、私はこの三法が実現しましたら皆さんの御苦労が報われる、のみならず皆さんの希望と夢が実現するんだ、こういう御期待を持っていらつしやるといふことがお聞きした私の結論でございます。

まず、そのことを申し上げまして、私も十分しかございせんので、御四名にお聞きする時間を持たせないので、特に私がこれからお聞きしたい問題と結びつけて、御関係が深い方は長岡参考人と森田参考人じゃないかなと私は判断しましてお聞きするわけではございます。もしその内容が、ということはお二人のお話にはございせんのでしたもので、もしこのお二人以外の適当な方がということでありますならば、どうぞまたお答えいただければ大変ありがたいと思ひます。

まず第一点は、今回の法改正によって、家畜の改良増殖ですね、その内容として体外受精卵の技術の開発で実用化が急速に進展しておる、こういうことをお聞きしておりますが、その体外受精の技術が今はまだ緒についたばかりだと私は受けとめておりますが、これが普遍化していきますと、日本の家畜の今後は、増殖は体外受精の技術

をどんどん広げていって家畜の発展に寄与されるのであるか、それは試験的という意味であるのか、この点お聞きしたい。

第二点は、第一点は長岡参考人ということに私はしておりますが、次は森田参考人にお聞きしたいことは、家畜の盛衰はよくするのにも壁にぶつかるのにも飼料の問題であるということをよく聞かされ、また私もそう理解しております。

その飼料には大きく分けて粗飼料と濃厚飼料があるわけですが、その粗飼料と濃厚飼料で養った場合に、その結果として家畜の健康と発育の面から粗飼料と濃厚飼料がどのように影響しているのか、どっちがいいのか、どうなっておるのか、お聞きしたい点で、実際の衝にタッチしておられる権威ある皆さんでございまして、ひとつお聞かせいただけたらと、こう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○参考人(長岡正二君) お答えいたします。

この法律の改正が、体外受精技術の発達に伴いまして、体外受精技術が使えるような規定をつくるということではございまして、私が朝来体外受精に非常な力を入れて説明をさせていただいておるわけではございますが、ただ繁殖の方法が体外受精の移植に取ってかわるということにはならないのではないかというふうに思ひます。多分、人工授精があくまでも主流をなすものでございまして、それから体内受精卵もまたその特質がございまして、それから体内受精卵が乳牛、肉牛とも使われていくでございまして、体外受精卵は、何と申ししましても雌牛が屠殺されるということと前提でございます。で、これもまた老齢牛になりましてから出てまいりましたのは卵巣がほとんど機能が終わっているものでございまして、未成熟卵しかとれてまいらないということもございまして、今のところとれます受精卵が新鮮な正常卵でせいぜい二個程度でございまして、この技術が発達してまいるといふ片方に期待もございまして、また片方では、夏季あるいは地帯によっては十分に卵巣が働いていない状況で屠

殺されることもございまして、それから成熟したまま肥育に入る牛もございまして、正常卵がそれほどにとれない個体もまたございまして、でございますから、総量としてそれほど大きな量は出てこないのではないかなという感じもいたします。

ただ、技術でございまして、どの程度発展するか予測したいところもございまして、現状の水準から考えますと、恐らく人工授精があくまでも主流であつて、体内受精卵がそれを補い、かつ体外受精卵は、申し上げましたように捨てられておった資源がもう一回活用できる、その活用できる技術がまた申し上げましたような特性を持っておるということではございまして、その有効利用をするためにということでございまして、あくまでもこれは第三の技術ではないかというふうに私は思っております。

○参考人(森田彰君) 私は、飼料の方の専門じゃございせんので余り詳しくわかりませんが、牛は四つの胃があつて、やはり生理的にも粗飼料で賄うのが一番いいと思ひます。

ただ、良質の粗飼料を確保するということは大変今のときに難しいもので、天候の問題もございまして、土地面積の問題もございまして、それで十分賄い切れないのが実態じゃないかと思ひます。その分を濃厚飼料で補っているんじゃないかと思ひます。濃厚飼料が多給しますと無理が来ているのが実態でございまして、その辺は楠元先生の方がむしろ詳しいんじゃないかと思ひますので、大変申しわけないんですけども、楠元先生に……。

○参考人(楠元眞男君) お答え申し上げます。

私もなかなか勉強不足でございまして、先ほど申し上げましたとおり、一応畜産試験場、種畜場を含まして十五年間牛と一緒に生活をいたしましたので、そういうところでの一つの感想的なものとして申し上げますならば、やはり草食動物でございまして、また、草食動物でございまして、草

殺されることもございまして、それから成熟したまま肥育に入る牛もございまして、正常卵がそれほどにとれない個体もまたございまして、でございますから、総量としてそれほど大きな量は出てこないのではないかなという感じもいたします。

ただ、技術でございまして、どの程度発展するか予測したいところもございまして、現状の水準から考えますと、恐らく人工授精があくまでも主流であつて、体内受精卵がそれを補い、かつ体外受精卵は、申し上げましたように捨てられておった資源がもう一回活用できる、その活用できる技術がまた申し上げましたような特性を持っておるということではございまして、その有効利用をするためにということでございまして、あくまでもこれは第三の技術ではないかというふうに私は思っております。

○参考人(森田彰君) 私は、飼料の方の専門じゃございせんので余り詳しくわかりませんが、牛は四つの胃があつて、やはり生理的にも粗飼料で賄うのが一番いいと思ひます。

ただ、良質の粗飼料を確保するということは大変今のときに難しいもので、天候の問題もございまして、土地面積の問題もございまして、それで十分賄い切れないのが実態じゃないかと思ひます。その分を濃厚飼料で補っているんじゃないかと思ひます。濃厚飼料が多給しますと無理が来ているのが実態でございまして、その辺は楠元先生の方がむしろ詳しいんじゃないかと思ひますので、大変申しわけないんですけども、楠元先生に……。

第一三二九号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 高知市高須七五六ノ五二 門吉直人 外二千二百二十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三〇号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 大阪市大正区北村三ノ六ノ一ノ一、一〇五 永田文孝 外二千二百二十一名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三一号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 静岡県下田市高馬四ノ一四 彦山英子 外二千二百二十名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三二号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 千葉県野田市上花輪一、二五九 戸辺和博 外二千二百二十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三三号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区篠崎四ノ一五ノ二一ノ二〇二 坂口和俊 外二千二百二十名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三四号 平成四年四月八日受理
米の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町富士見二五 小林美秀 外二千二百二十名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三五号 平成四年四月八日受理
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道上川郡鷹栖町一六線一四 伊東知代志 外二百二十六名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第一四〇二号 平成四年四月九日受理
農畜産物の関税化絶対阻止に関する請願

請願者 北海道上川郡風連町字日進七 遊佐正一 外二百二十名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一二一七号と同じである。

第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
九	一	終わり	四二%も
三	三	終わり	四二%に
三	三	調整品	調製品

平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局